

基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

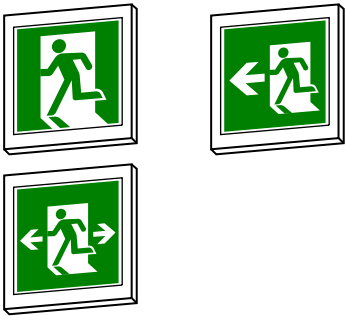
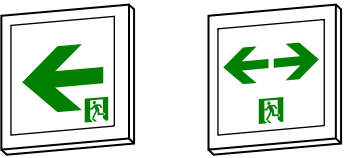
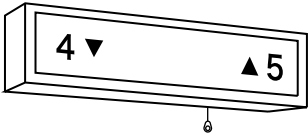
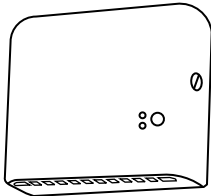
※無印：法令基準 ●：指導基準

1 用語の定義

この基準に用いられる用語の定義は、次のとおりとする。

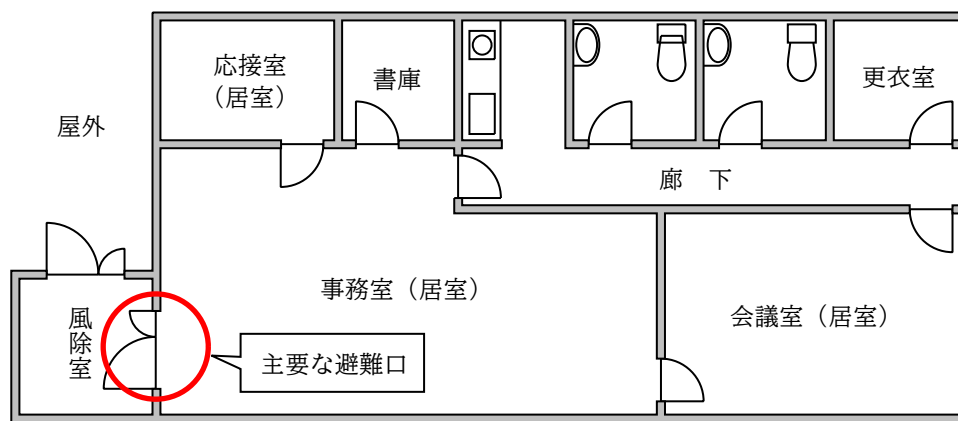
- (1) 「誘導灯」とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯がある。（基準33－1表参照）

基準33－1表

種 類		定 義	姿 図
避難口誘導灯		避難口を明示するために設ける誘導灯をいう。	
通路誘導灯	通路誘導灯	避難経路となる廊下等、居室内の避難経路及び展開した場所に設ける誘導灯で、避難の方向を明示し、避難上有効な照度を与えるものをいう。	
	階段通路誘導灯	避難経路となる階段及び傾斜路に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。	
客席誘導灯		客席の通路部分に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。	

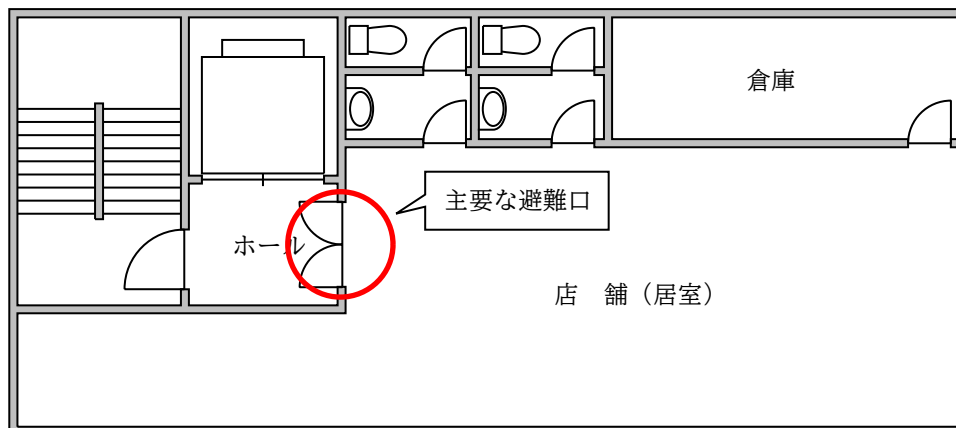
基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

- (2) 「誘導標識」とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。
- (3) 「蓄光式誘導標識」とは、燐光により光を発する誘導標識をいう。JIS Z 8716 の常用光源蛍光ランプD65により照度200Lxの外光を20分間照射し、その後20分経過した後における表示面が24mcd（ミリカンデラ）／㎡以上、100mcd／㎡未満の平均輝度を有するものを中輝度蓄光式誘導標識といい、100mcd／㎡以上のものを高輝度蓄光式誘導標識という。
- (4) 「居室」とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室（継続的に使用することのない出入口が容易に見えおすことができる小規模な自動車車庫、収納庫、更衣室その他これらに相当する室を除く。）をいう。
- (5) 「避難施設」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、当該付室の出入口又は直接屋外へ通ずる出入口をいう。
- (6) 「廊下等」とは、避難施設に通ずる廊下又は通路をいう。
- (7) 「主要な避難口」とは、次に掲げる避難口をいう。
- ア 避難階
屋内から直接地上に通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）（基準33-1図参照）
- イ 避難階以外の階
直通階段の出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）（基準33-2図参照）



基準33-1図

基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

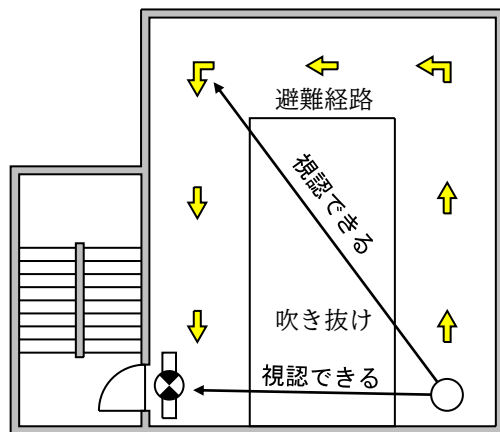


基準33-2図

- (8) 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による避難施設又は誘導灯の視認の障害がないことをいう。なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること。（基準33-3図参照）

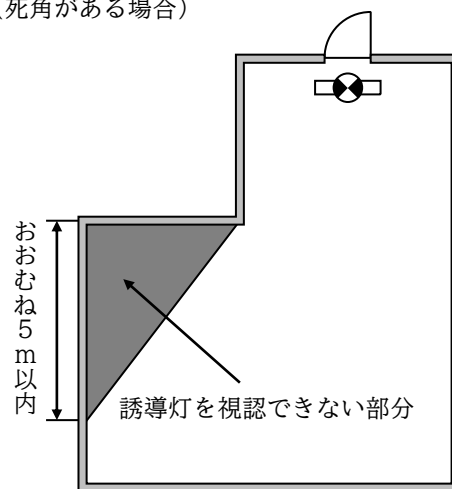
ただし、避難施設又は誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動（おおむね5m以内）することにより避難施設又は誘導灯を視認できる場合は、この限りでない。（基準33-3図及び基準33-4図参照）

（吹き抜け等がある場合）



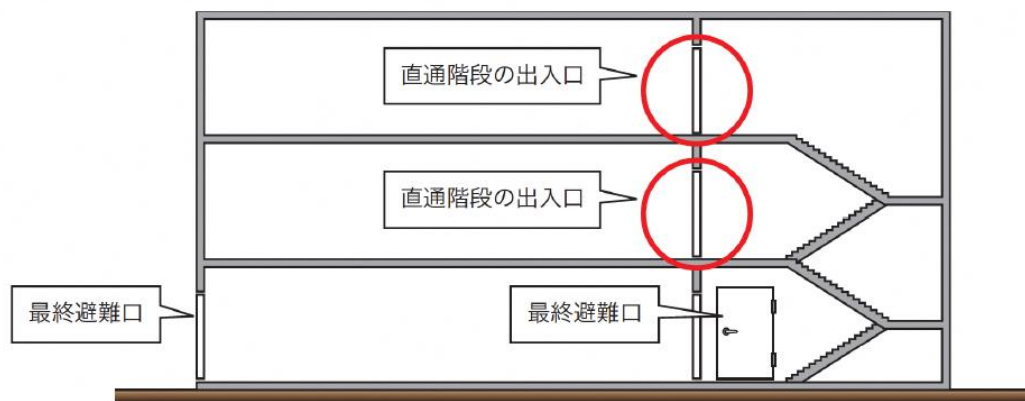
基準33-3図

（死角がある場合）



基準33-4図

- (9) 「外光」とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等（当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。）をいう。
- (10) 「最終避難口」とは、屋内から直接地上へ通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）をいう。（基準33-5図参照）
- (11) 「直通階段の出入口」とは、地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の階段室及びその付室の出入口をいう。（基準33-5図参照）



基準33-5図

- (12) 「非常用の照明装置」とは、建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。

2 誘導灯の有効範囲

誘導灯の有効範囲は、省令第28条の3第2項に規定によるほか、次によること。

- (1) 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次のア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とされていること。この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。

ア 省令第28条の3第2項第1号表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

なお、当該距離については、A級にあつては縦寸法0.4m、B級にあつては0.2m、C級にあつては0.1mを基本に定められたものであること。（基準33-2表参照）

基準33-2表

区 分			距離 (m)
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C級（注）		15
通路誘導灯	A級		20
	B級		15
	C級		10

- (注) 1 避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと。（誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号。以下「誘導灯告示」という。）第5第1号(6)イただし書き）。

- 2 同一建物内は、原則誘導灯の種別を統一すること。●

イ 省令第28条の3第2項第2号の式に定めるところにより、算出した距離

$$D = k h$$

D：歩行距離（m）

h：避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（m）

k：次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

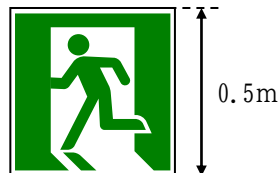
区 分		kの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

（算定例）

区 分：避難口誘導灯A級（避難の方向を示すシンボルのないもの）

表示面縦寸法：0.5m

$k \times h = D$ $150 \times 0.5 = 75\text{m}$
--



(2) 省令第28条の3第2項ただし書きに規定する「誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」とは、次の場合が該当すること。（基準33－6図参照）

ア 壁面があり陰になる部分がある場合

ただし、人が若干移動（おおむね歩行距離5m以内）することにより、誘導灯を容易に見とおすことができる場合又は識別できる場合を除く。

イ 階段により階数が変わる場合

ウ 0.4m以上のはり、又は防煙たれ壁がある場合

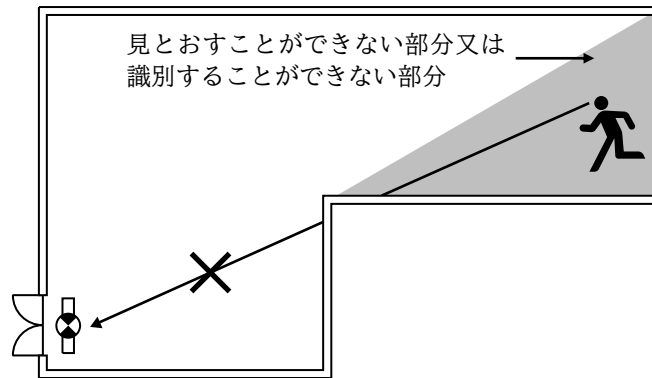
なお、吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしはきかないものとする。

エ 一定以上の高さのパーティション、ショーケース、棚、又は可動間仕切がある場合

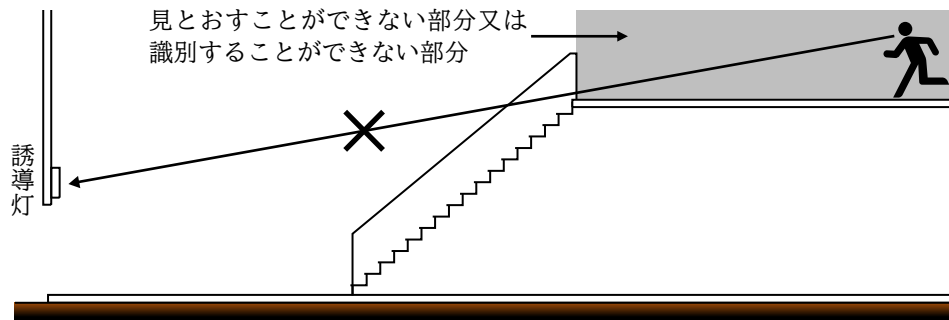
なお、一定以上の高さとは通常1.5m程度とし、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。

オ 吊広告、垂れ幕がある場合

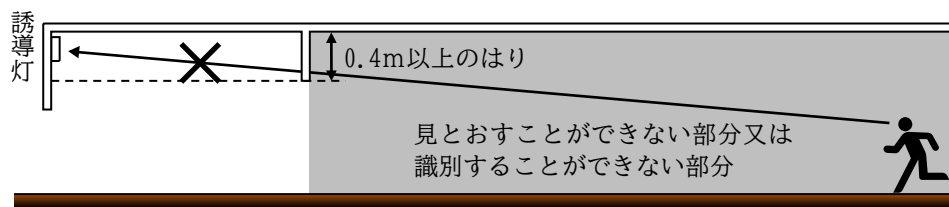
（壁面があり陰になる部分がある場合の例）



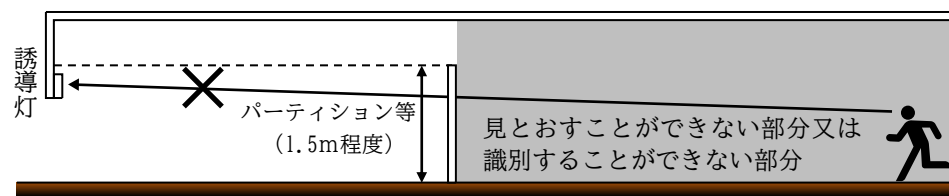
（階段により階数が変わる場合の例）



（0.4m以上のはり、防煙壁がある場合の例）



（一定以上の高さのパーティション、ショーケース、棚、可動間仕切壁がある場合の例）



基準33-6図

（3） 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には及ばないものであること。

3 誘導灯の機器及び誘導標識

誘導灯の機器及び誘導標識は、誘導灯告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

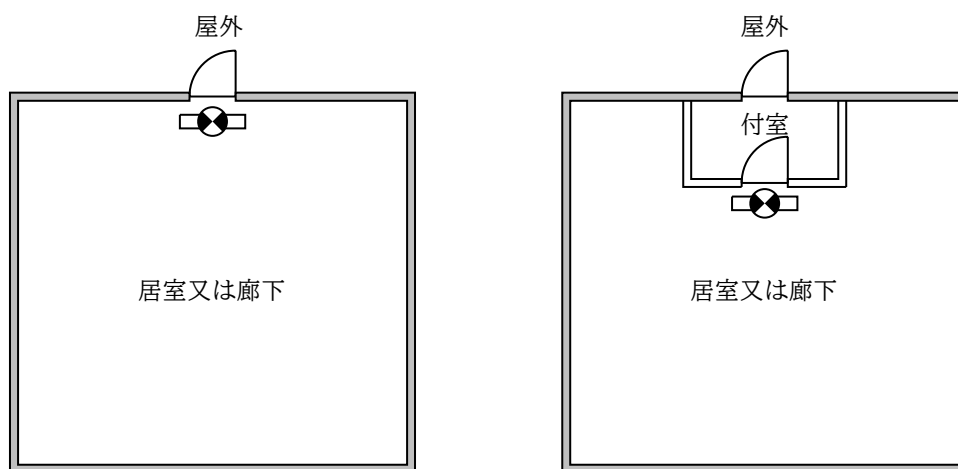
4 避難口誘導灯

避難口誘導灯は、省令第28条の3第3項第1号並びに第4項第1号から第3号まで、第7号及び第8号の規定によるほか、次によること。

(1) 避難口誘導灯は、次の位置に掲げる場所に設置すること。

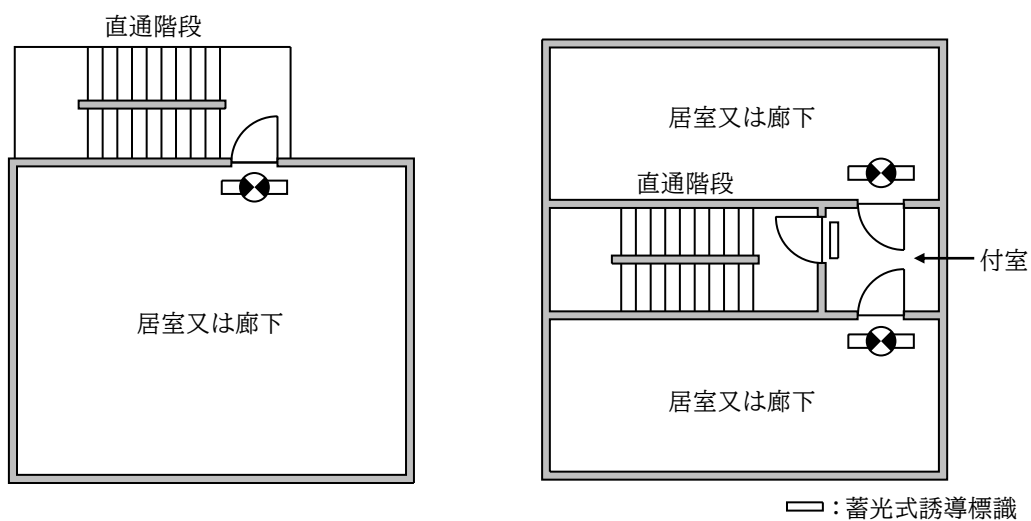
ア 最終避難口（省令第28条の3第3項第1号イ関係。基準33-7図参照）

なお、最終避難口に付室が設けられている場合にあっては、避難口誘導灯は当該付室の出入口に設ければよく、（避難経路が明らかな）近接した位置に二重に設ける必要はないこと。（基準33-7図参照）ただし、付室内に複数の出入口があるため、最終避難口が識別できない場合には、当該最終避難口に誘導標識を設置すること。（次のイにおいて同じ。）



基準33-7図

イ 直通階段の出入口（省令第28条の3第3項第1号ロ関係。基準33-8図及び基準33-9図参照）



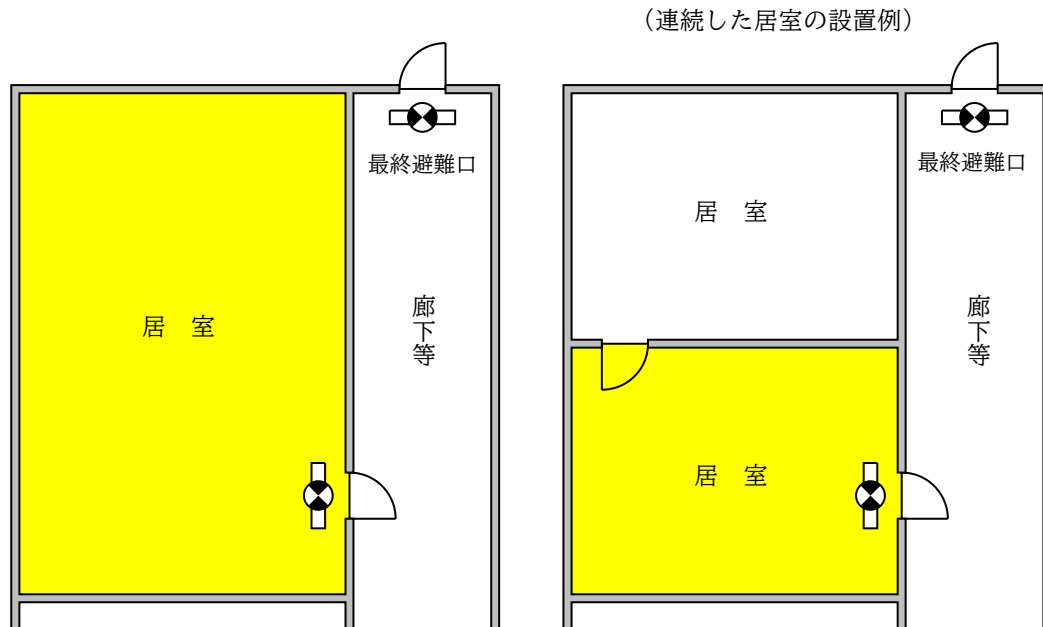
基準33-8図

基準33-9図

基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

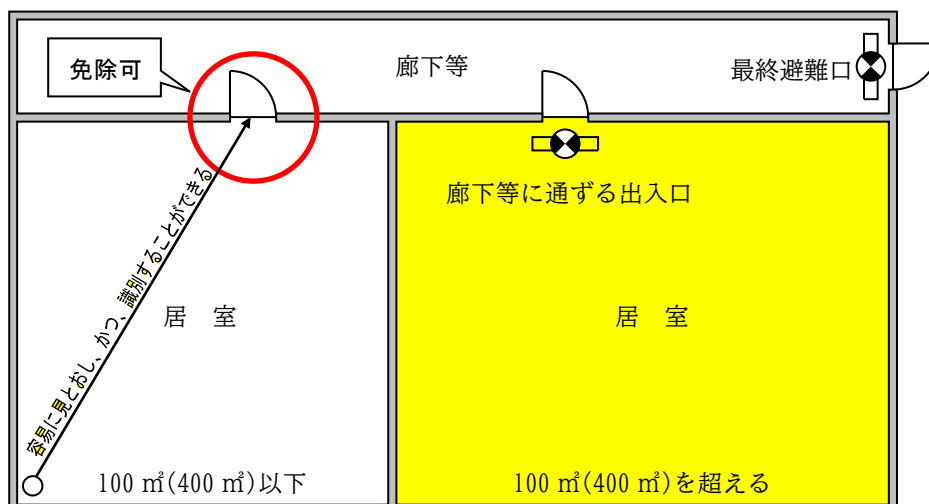
ウ 前ア又はイに掲げる避難口に通ずる廊下等に通ずる出入口（省令第28条の3第3項第1号ハ関係。基準33-10図参照）

ただし、室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡）以下である居室の出入口を除く。（誘導灯告示第3第2号関係。基準33-11図参照）



基準33-10図

（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる居室の例）



（ ）：主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するもの

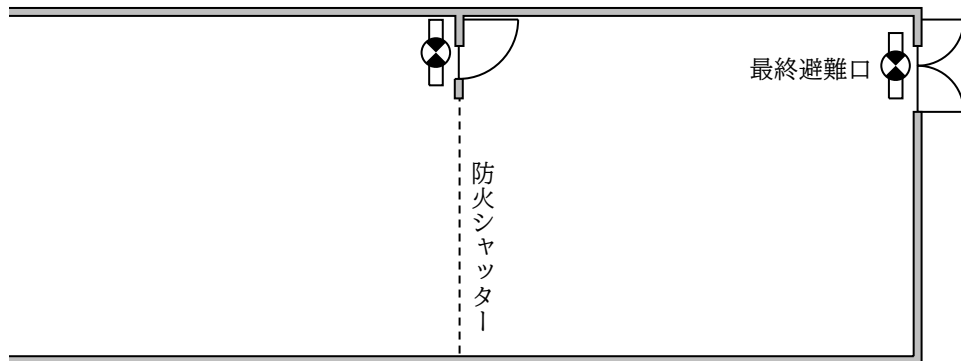
基準33-11図

基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

エ 前ア又はイに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（省令第28条の3第3項第1号ニ関係。基準33-12図参照）

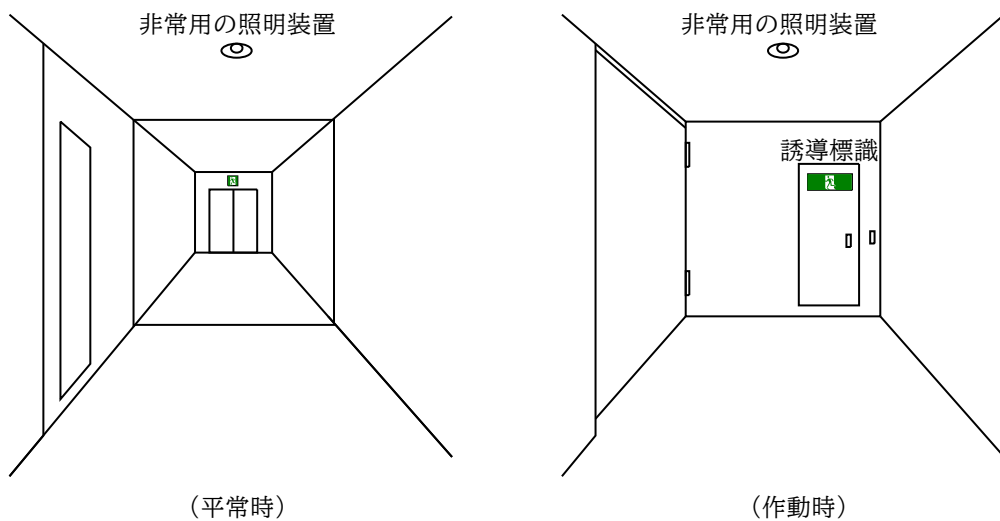
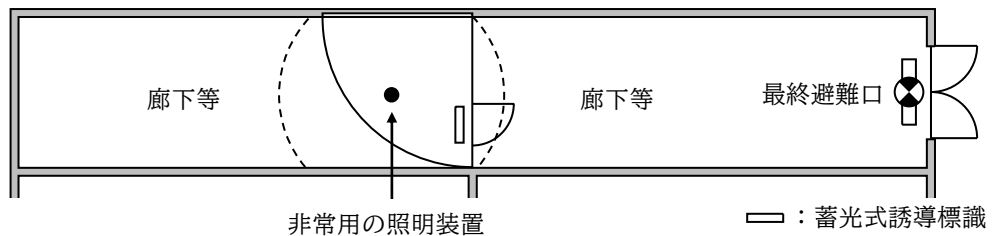
ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。（基準33-13図参照）

（くぐり戸付きの防火シャッターの場合の例）



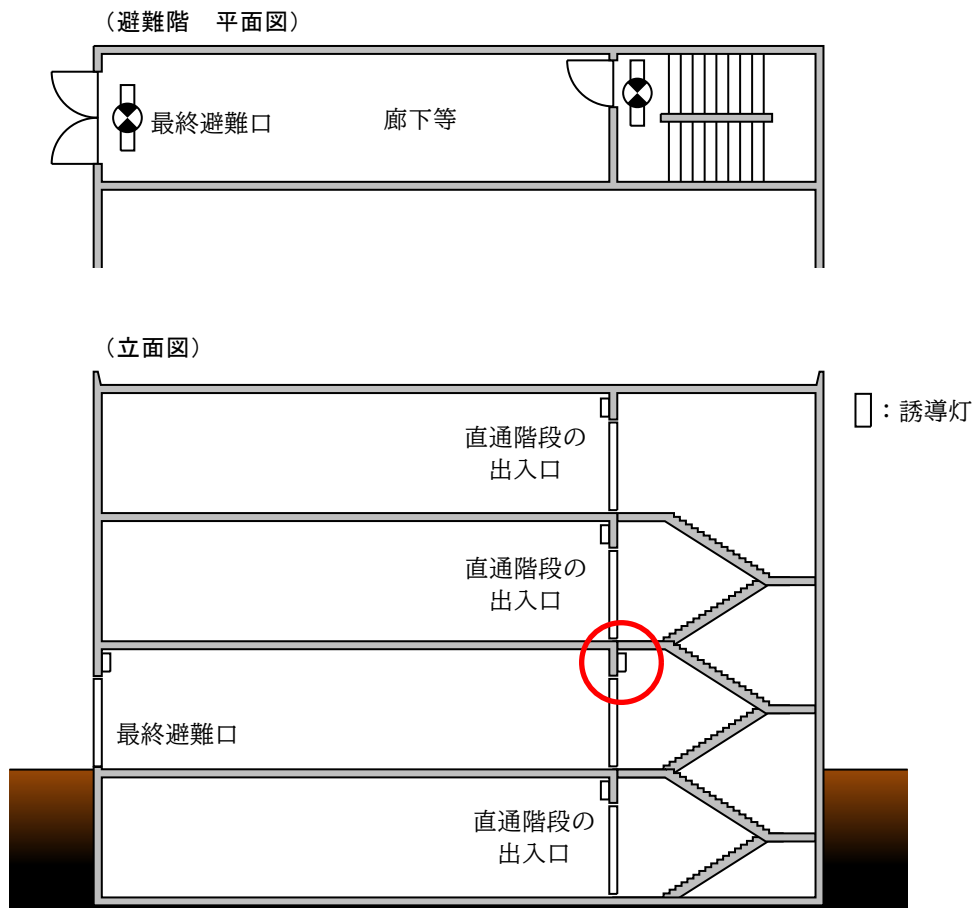
基準33-12図

（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸の場合の例）



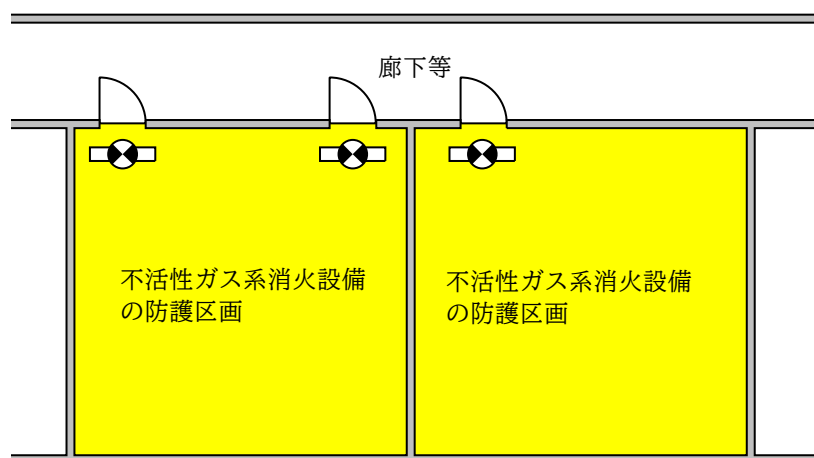
基準33-13図

オ 地階へ通じている直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口（避難経路となるものに限る。）●（基準33-14図参照）



基準33-14図

カ 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の防護区画からの出入口●（基準33-15図参照）



基準33-15図

基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

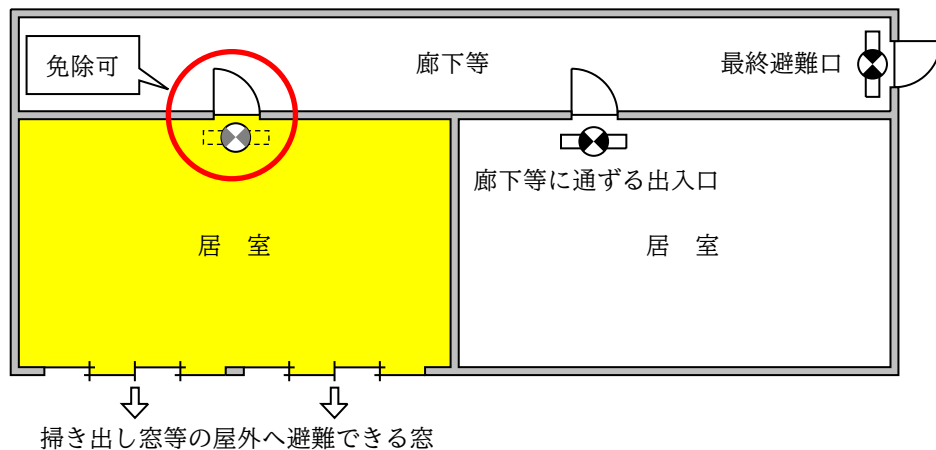
(2) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用して避難口誘導灯の設置を免除することができる。

ア 防火対象物の避難階で、居室の掃き出し窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口（基準33-16図参照）

ただし、次のものは除くものとする。

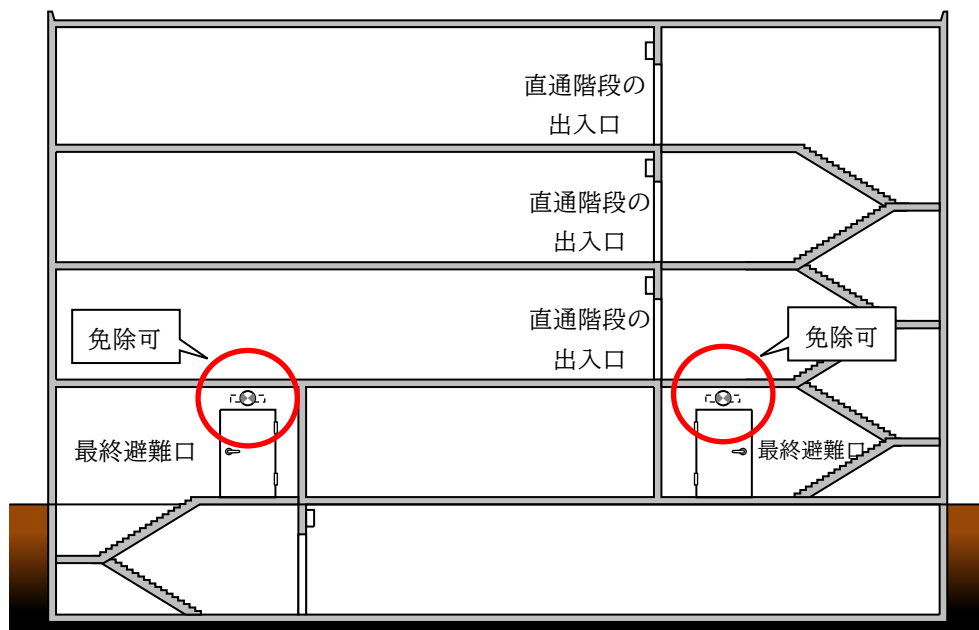
(ア) 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物及び(4)項（延べ面積が1,000㎡以上のものに限る。）に掲げる防火対象物

(イ) 政令別表第1(16)項イ（前(ア)の用途に供される部分に限る。）に掲げる防火対象物



基準33-16図

イ 直通階段等からの最終避難口で、直接地上に出られることが容易に判断できる場合（基準33-17図参照）この場合、免除した最終避難口には蓄光式誘導標識を設置すること。●

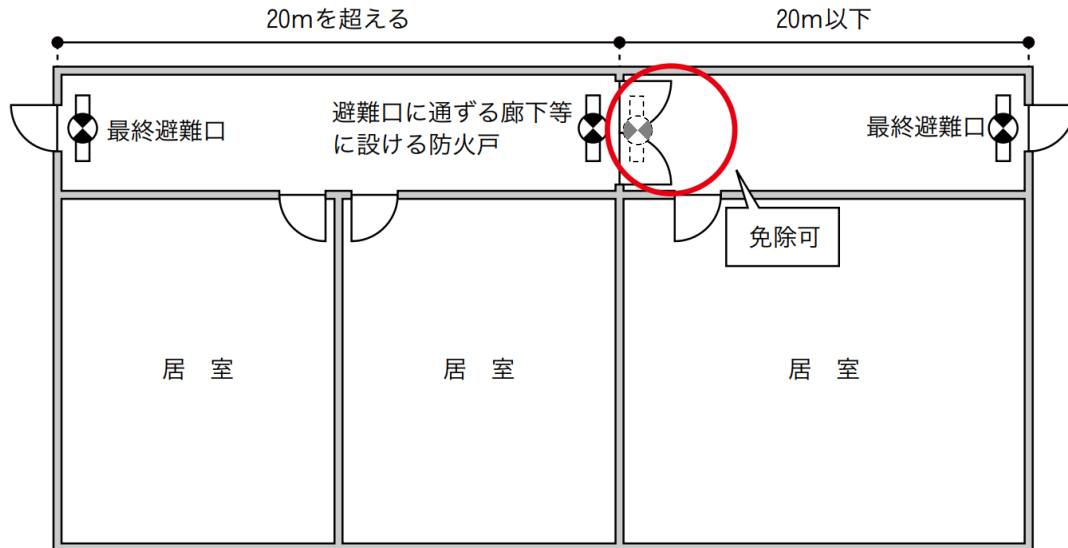


□:蓄光式誘導標識

基準33-17図

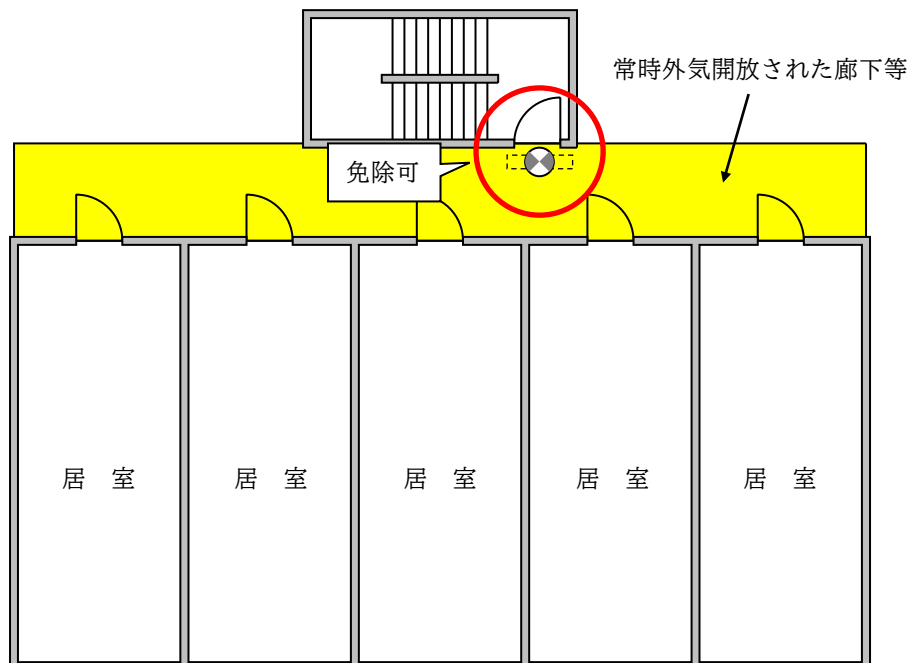
基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

ウ 省令第28条の3第3項第1号ニに定める場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設を容易に見とおし、かつ、識別することができるものでその歩行距離が20m以下となる部分（基準33-18図参照）



基準33-18図

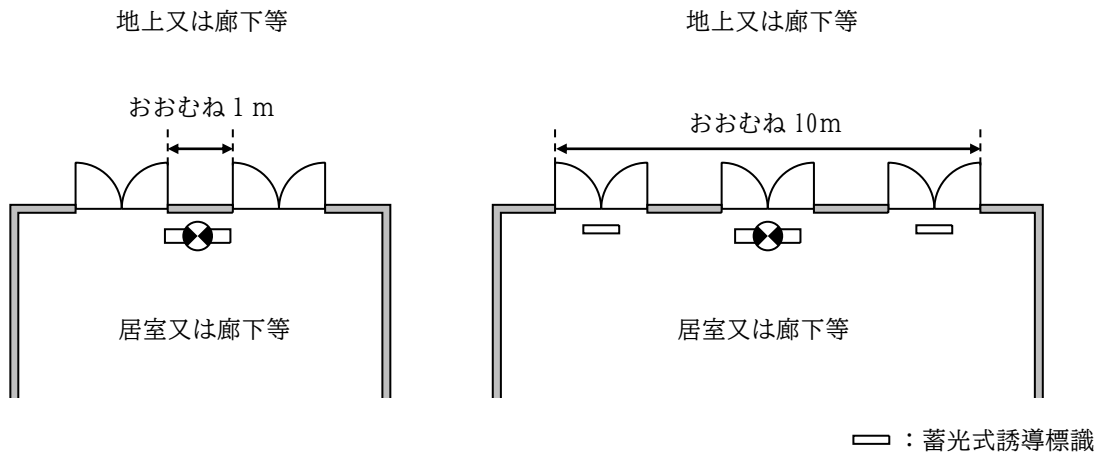
エ 最終避難口及び直通階段の出入口のうち、廊下等が常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない出入口（基準33-19図参照）



基準33-19図

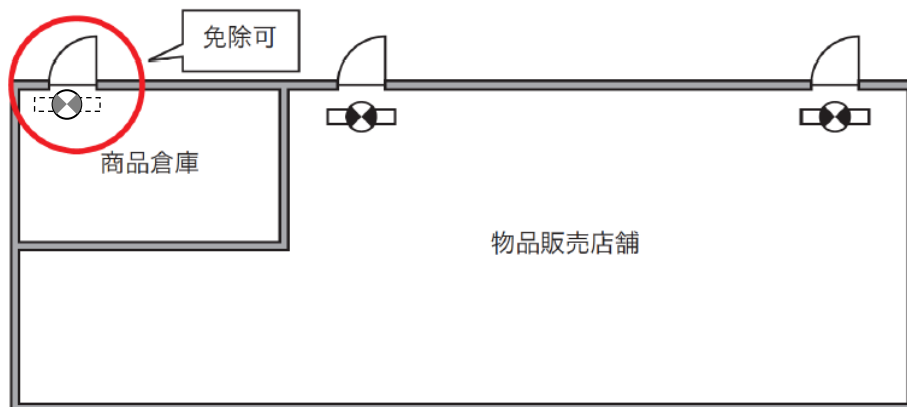
基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

- オ 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分
- カ 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物のうち、屋外観覧場で部分的に客席が設けられ、客席放送、避難誘導員等により避難誘導体制が確立されている場合における観覧席からの出入口部分。
ただし、夜間を使用する場合を除く。
- キ 避難口が接近して2以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口（おおむね10m以内にあるものに限る。基準33-20図参照）
この場合、他の避難口には蓄光式誘導標識を設置すること。



基準33-20図

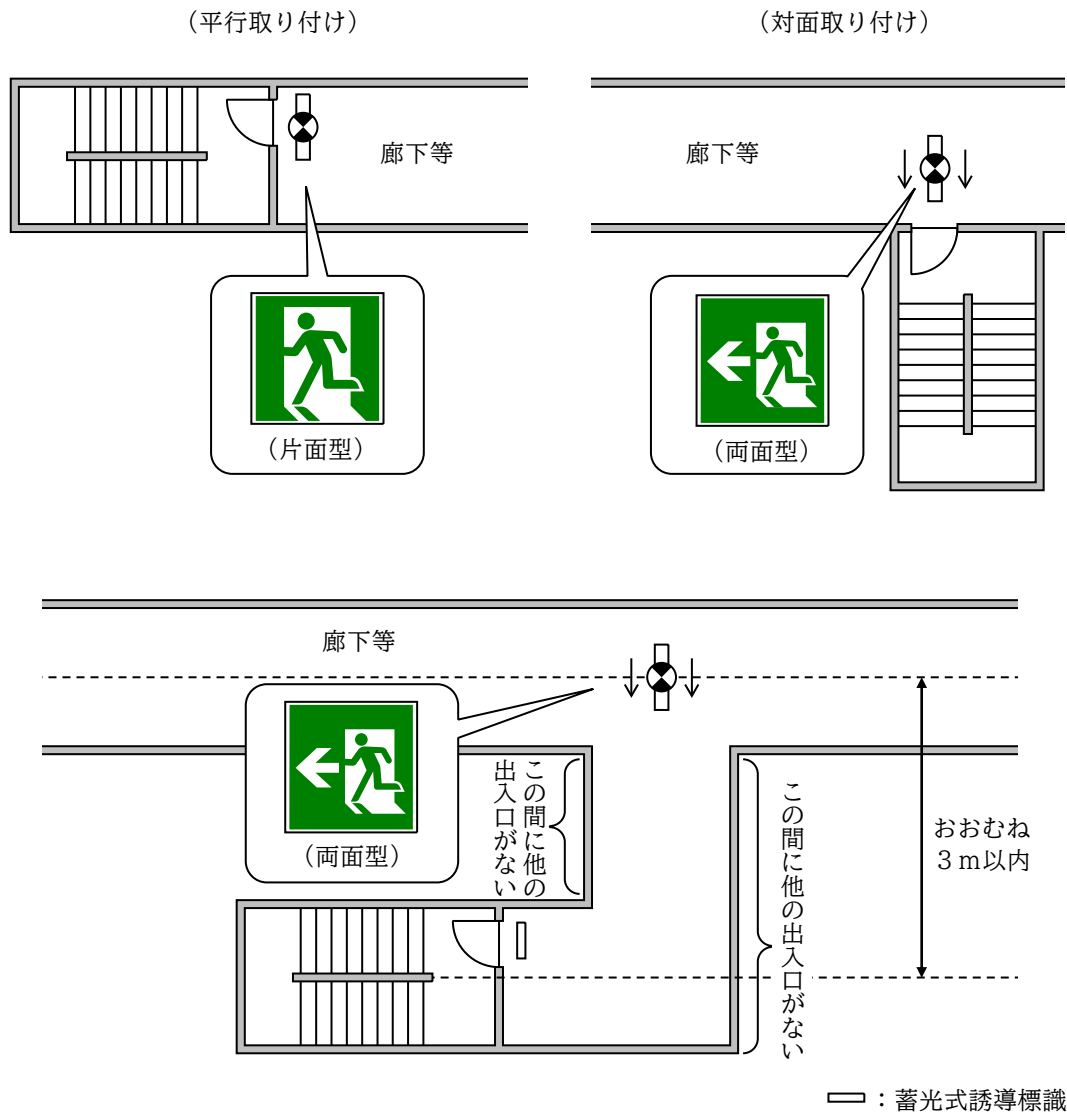
- ク 居室の各部分から避難施設的位置が明らかに見とえことができ、かつ、容易に判別できる部分（防火対象物の関係者及び関係者に雇用されているもの以外の者の出入りがないものに限る。）
（基準33-21図参照）



基準33-21図

(3) 設置要領

ア 表示面は多数の目にふれ易い位置に設置すること。（基準33-22図参照）



基準33-22図

イ 避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。●

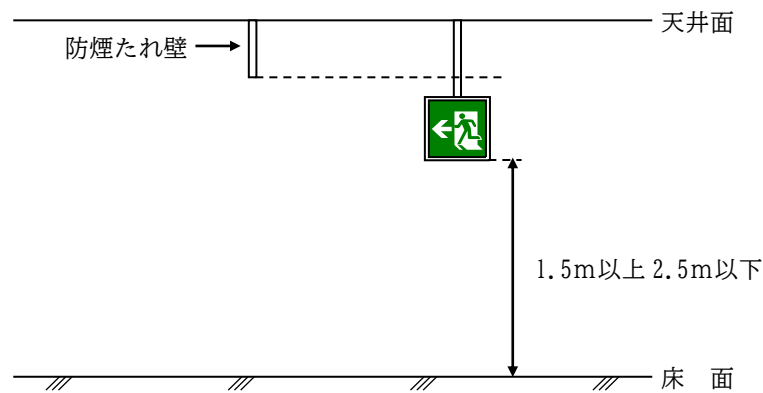
ウ ランプの交換等による維持管理や気付きやすき等を考慮して、避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯下面までの高さが1.5m以上2.5m以下となるように設置すること。●

ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、この限りでない。

基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

エ 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため当該たれ壁等より下方に設けること。

●（基準33-23図参照）



基準33-23図

オ 誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明を停止すること。●

カ 地震動等に耐えられるよう壁、天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。）に堅固に固定すること。

キ 工場や事務所等の従業員が限定されている防火対象物において、出入口の扉が内開きの箇所に、避難口誘導灯を設ける場合、扉が内開きだとわかるように表示させること。ただし、条例第68条第2号の規定に基づき、原則、避難口に設ける戸は、外開き又は引き戸とすること。●

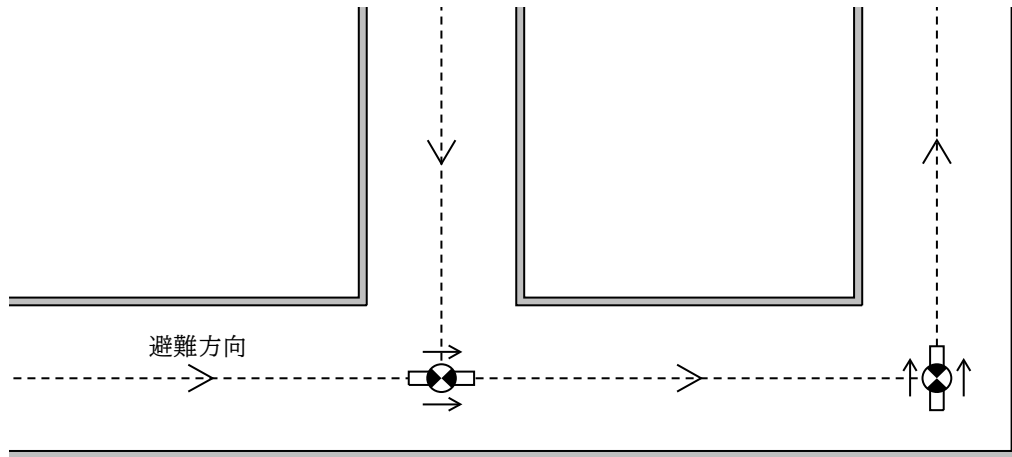
ク 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける避難口誘導灯は、防水構造とすること。

5 通路誘導灯

省令第28条の3第3項第2号並びに第4項第1号から第3号の2まで、第5号、第7号及び第8号の規定によるほか、次によること。

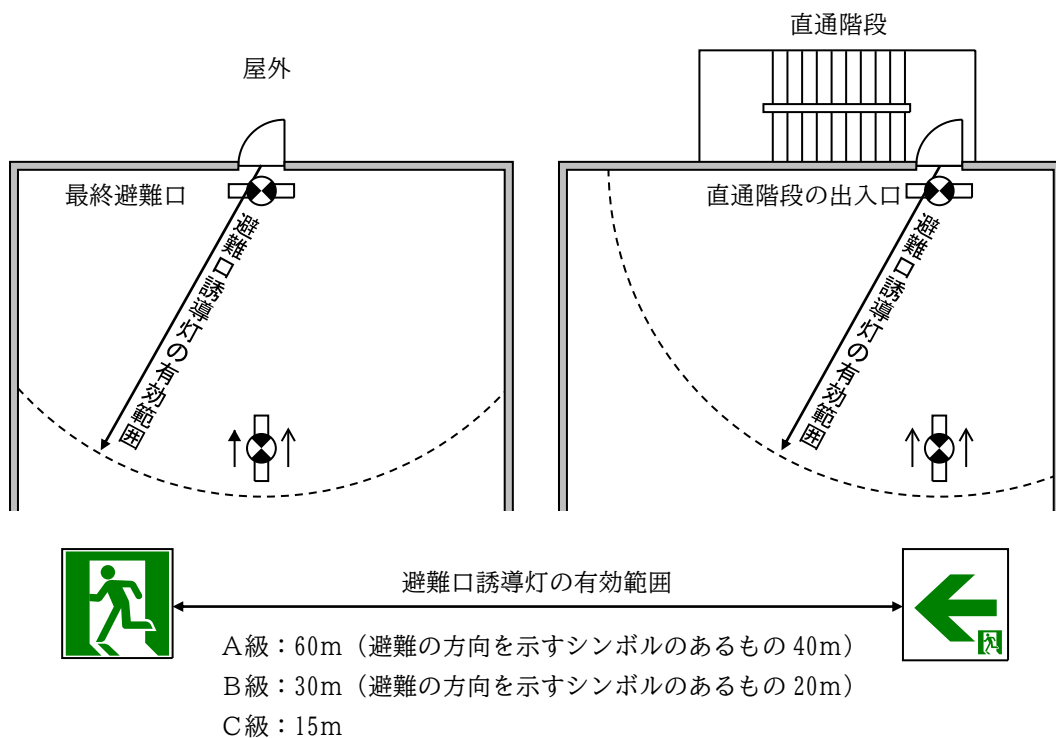
(1) 通路誘導灯は、次の位置に掲げる場所に設置すること。

ア 廊下等の曲り角（省令第28条の3第3項第2号イ関係。基準33-24図参照）



基準33-24図

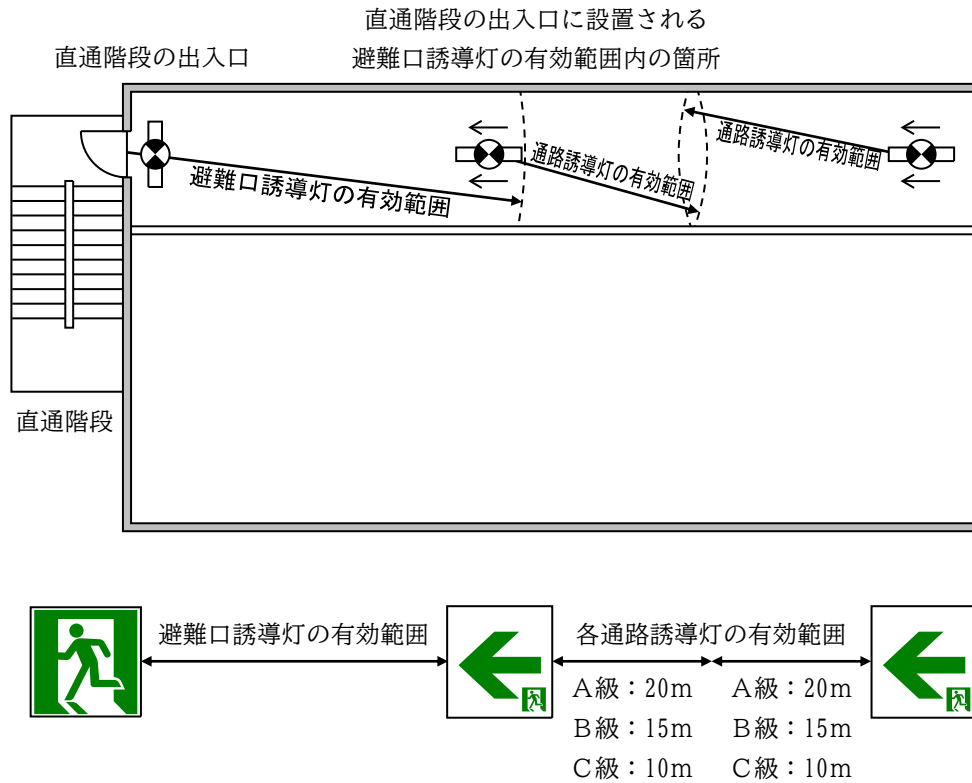
イ 最終避難口及び直通階段の出入口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所（省令第28条の3第3項第2号ロ関係。基準33-25図参照）



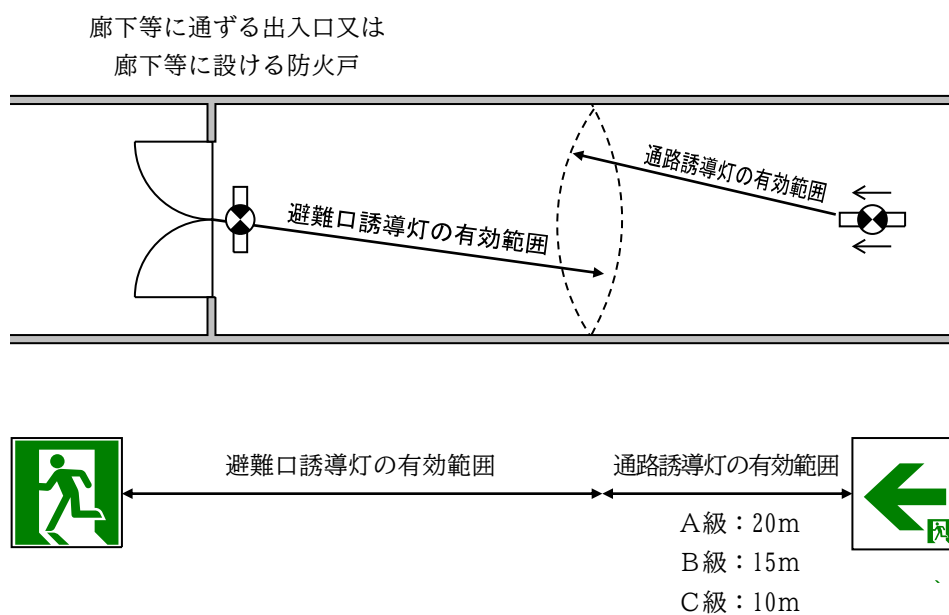
基準33-25図

ウ 廊下等の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所（省令第28条の3第3項第2号ハ。基準33-26図参照）

（廊下等の各部分への通路誘導灯の配置）



（避難口への廊下等の各部分への通路誘導灯の配置）



基準33-26図

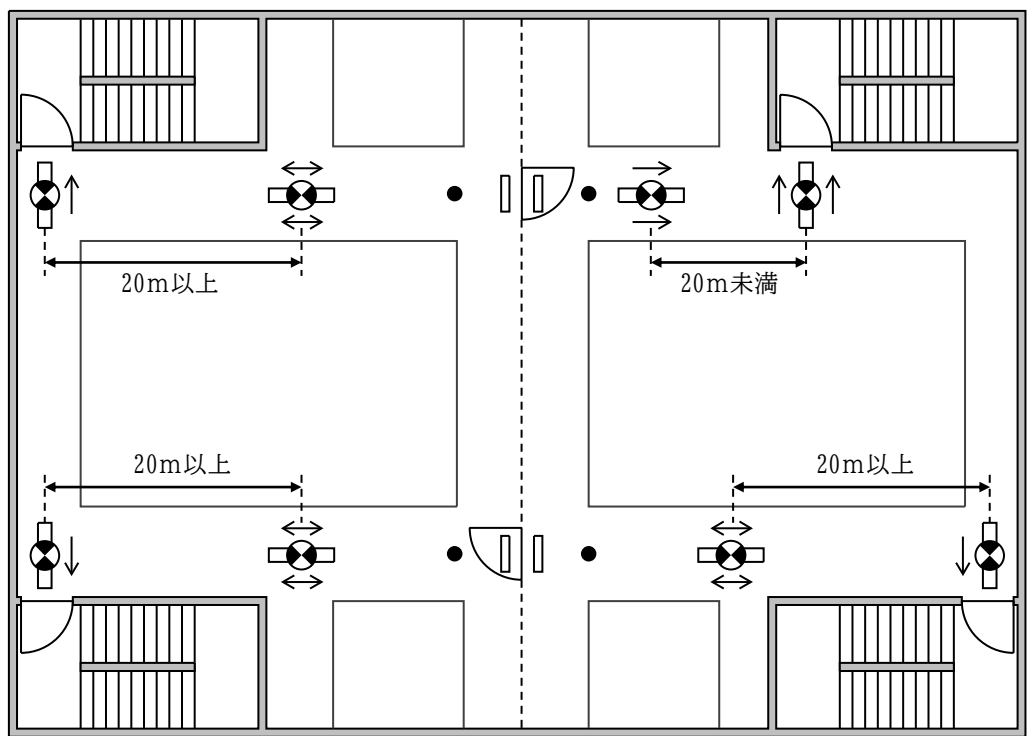
基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

(2) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用して、通路誘導灯の設置を免除することができる。

- ア 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等
- イ 政令別表第1(6)項ニ（(16)項イに掲げる防火対象物の当該用途部分を含む。）に掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる廊下等
- ウ 常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない廊下等
- エ 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等
- オ 客席誘導灯を設けた居室内
- カ 避難口誘導灯の設置を要しない居室内
- キ 防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

(3) 設置要領

- ア 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とすること。●
- イ 廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を2以上設置する場合は、おおむね等間隔となるように設置すること。●
- ウ 避難施設への出入口が2か所以上ある場所で、当該出入口から20m以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは、一方向指示すること。●（基準33-27図参照）
- エ 居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。●



●：非常用の照明装置 □：蓄光式誘導標識

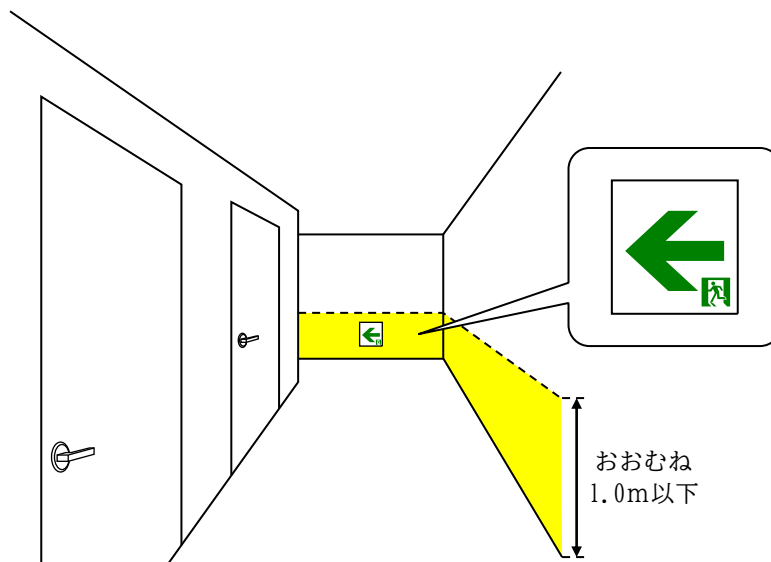
基準33-27図

基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

オ ランプの交換等により維持管理や目線を考慮して、床面から誘導灯下面までの高さが、2.5m以下となるように設置すること。●

ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあつては、この限りでない。

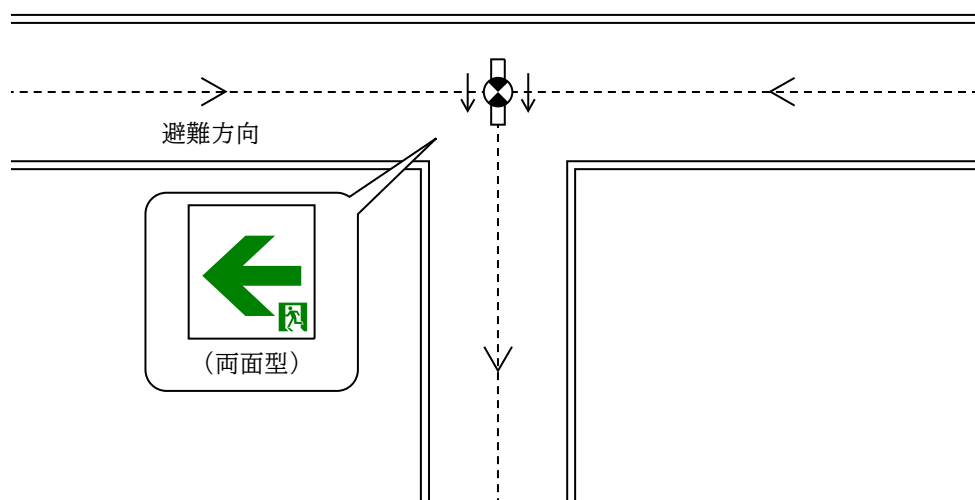
カ 省令第28条の3第4項第3号の2に規定する「床面又はその直近の避難上有効な箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。（基準33-28図参照）



基準33-28図

キ 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁より下方の箇所に設けること。●

ク 表示面は、多数の目にふれやすい位置に設置すること。（基準33-29図参照）

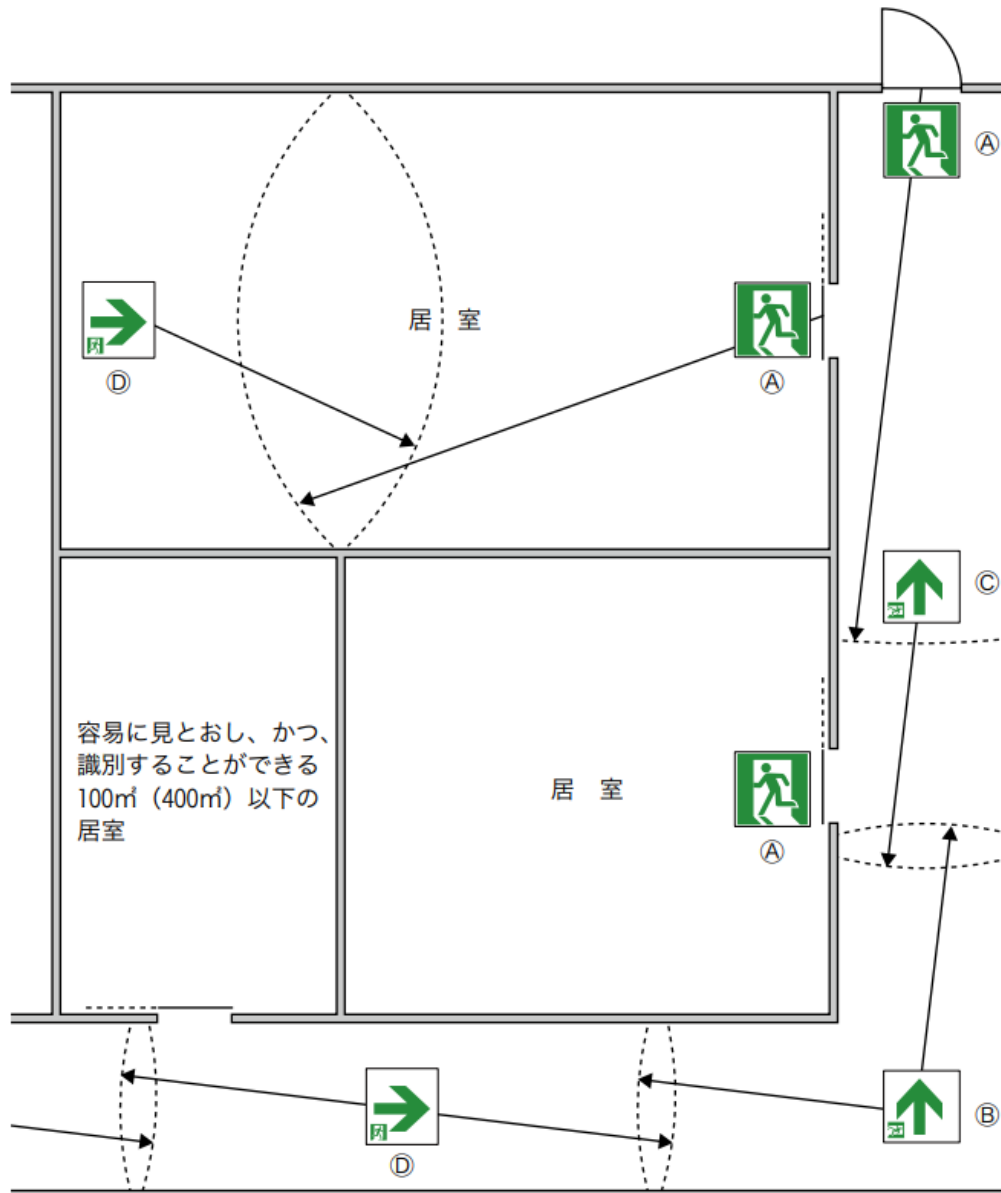


基準33-29図

- ケ 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。
- コ 扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により見えにくくなる箇所には設置しないこと。●
- サ 廊下等で、建基令第126条の2第1項第5号に該当する場合は、努めて床面又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。●
- シ 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は、5mm以下とすること。●
- ス 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。
- セ 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。
- ソ 誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。

6 避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

避難口誘導灯及び通路誘導灯を省令第28条の3第3項の規定に従って設置する場合の手順については、基準33-30図の例によること。



- ① 省令第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける。①
- ② 曲り角に通路誘導灯を設ける。②
- ③ 主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口）に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける。③
- ④ 廊下又は通路の各部分について、①～③の誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける。④
- ⑤ 防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造、日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

基準33-30図

7 階段通路誘導灯

政令第26条第2項第2号及び省令第28条の3第4項第4号の規定によるほか、次によること。（非常用の照明装置が設けられている部分を除く。）

(1) 設置箇所

階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。

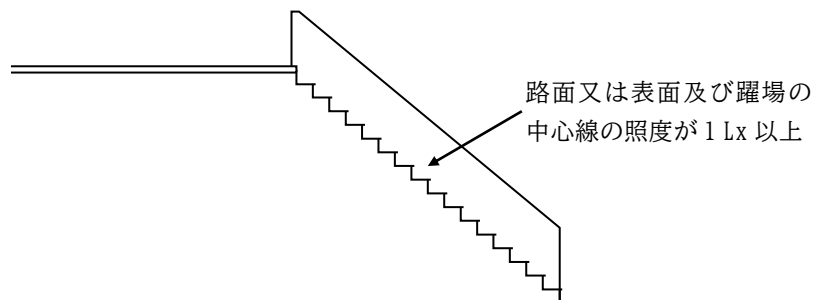
(2) 次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用し、階段通路誘導灯の設置を要しない。

ア 屋外階段又は外光により避難上有効な照度が得られる常時外気に開放された階段

イ 政令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物で日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる階段

ウ 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段

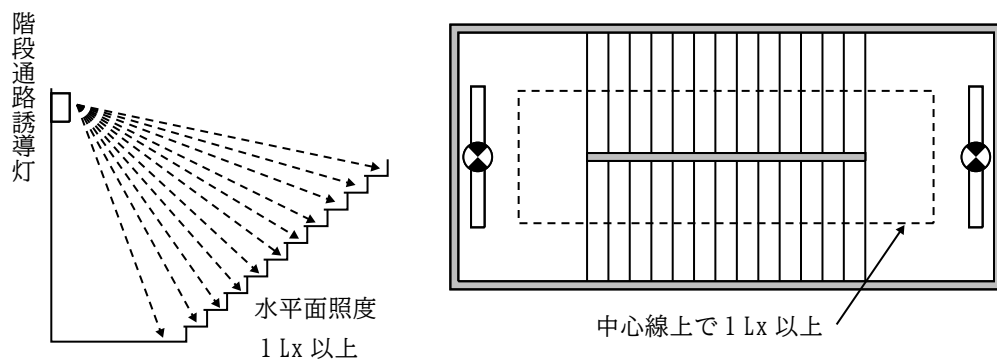
エ 階段付近に設けられた避難口誘導灯により、省令第28条の3第4項第4号に規定する照度が確保できる当該階段部分（基準33-31図参照）



基準33-31図

(3) 設置要領

ア 省令第28条の3第4項第4号に規定する「路面又は表面及び躍場の中心線の照度が1Lx（ルクス）以上」は、基準33-32図の例によること。



基準33-32図

イ 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。

8 客席誘導灯

(1) 設置個所

客席誘導灯は、政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用し客席誘導灯の設置を要しない。

- ア 外光により避難上有効な照度を得られる屋外観覧場等の客席部分
- イ 避難口誘導灯により避難上有効な照度を得られる客席部分
- ウ 移動式の客席部分で、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度を得られる部分

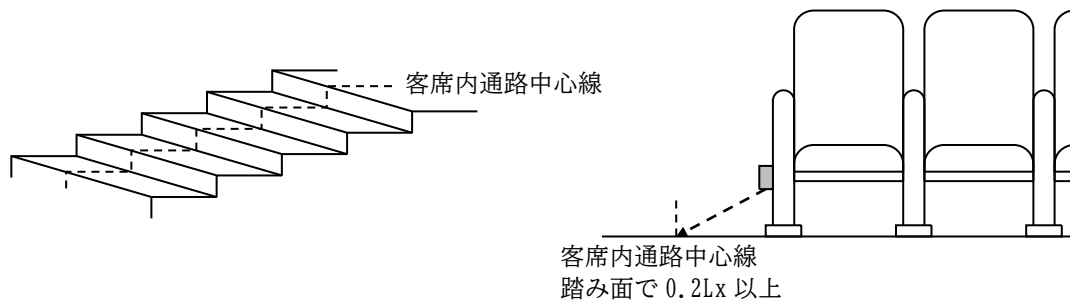
(3) 消灯

自動火災報知設備の火災信号等により、点灯するものにあつては、12に準じて消灯することができる。

(4) 設置要領

ア 省令第28条に規定する「客席内の通路の床面における水平面」とは、客席内通路の中心線における踏み面の照度を計ることをいう。（基準33-33図参照）

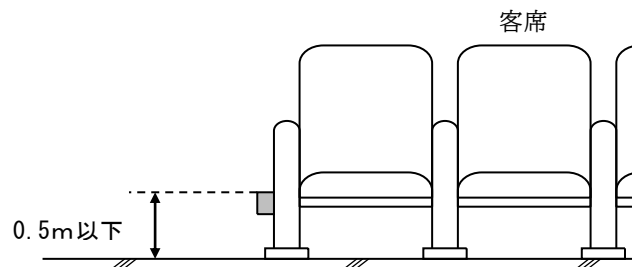
（客席内通路が階段状になっている部分）



基準33-33図

イ 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあつては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。

ウ 原則として、床面から0.5m以下の高さに設けること。●（基準33-34図参照）



基準33-34図

エ 客席誘導灯（電源配線も含む。）は、避難上障害とならないように設置すること。

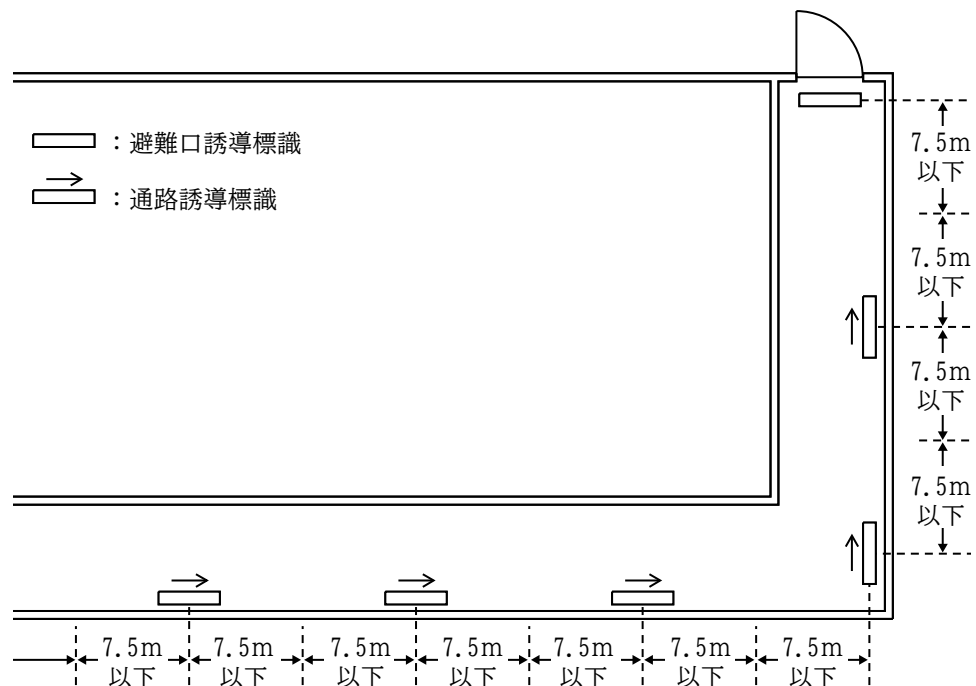
オ 地震動等に耐えられるよう堅固に固定すること。●

9 誘導標識

省令第28条の2第1項第3号、第2項第2号、第3項第3号、省令第28条の3第4項第3号の2、第4項第10号、第5項並びに誘導灯告示によるほか、次によること。

(1) 設置位置等

- ア 避難口に設ける誘導標識は、省令第28条の3第3項第1号に掲げる避難口の上部等に設けること。
- イ 廊下又は通路に設ける誘導標識は、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲がり角の床又は壁に設けること。（基準33-35参照）



基準33-35図

- ウ 階段又は傾斜路に設ける誘導標識は、特に避難の方向を指示する必要がある箇所に、設けることとする。
- エ 自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）による補足が必要であること。
- オ 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、不特定多数の者の避難経路となる避難口及び廊下等は努めて設置すること。●

(2) 設置要領

- ア 容易にはがれないよう接着剤、両面テープ等で固定すること。●
- イ 設置環境及び設置場所（床面に設置するもの又は壁面に設置するもの。）を踏まえ、必要に応じて、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものを使用すること。●

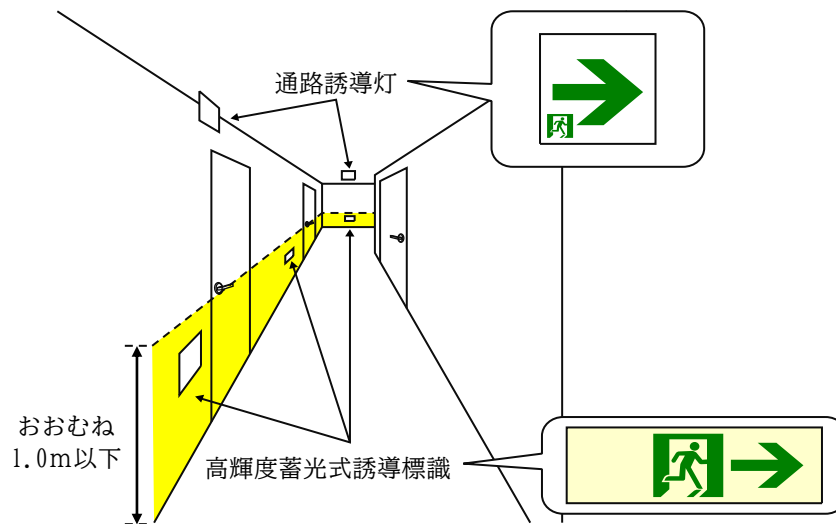
(3) 高輝度蓄光式誘導標識

ア 無人の防火対象物又はその部分についてまで、照明器具の点灯を求めるものではないこと。

イ 床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識については、次のとおりとすること。

(ア) 誘導灯告示第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね1 m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。（基準33-36図参照）

（通路誘導灯に補完して床面又はその直近に高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合の例）



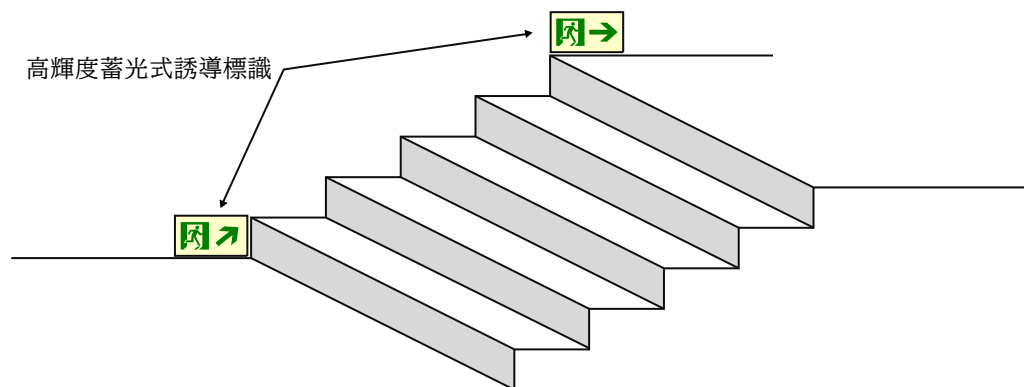
基準33-36図

(イ) 階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、高輝度蓄光式誘導標識を設けること。●

この場合において、高輝度蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」（誘導灯告示別図第2）の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとする考えられること。（基準33-37図参照）

なお、避難する際の錯覚（路面がきわめて暗い環境のため、階段なのか踊り場なのかを判断できない）による転倒、転落等を防ぐため、蓄光式誘導標識の設置高さは、統一すること。

（階段、傾斜路、段差等のある場所に高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合の例）



基準33-37図

基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

- (ウ) 誘導標識の材料は、誘導灯告示第5第3号(1)に「堅ろうで耐久性のあるもの」とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面、巾木等に設ける高輝度蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるものにあっては、耐摩耗性や耐水性を有するものを設置すること。●
- (エ) 省令第28条の3第4項第3号の2及び第10号の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。（基準33-38図参照）



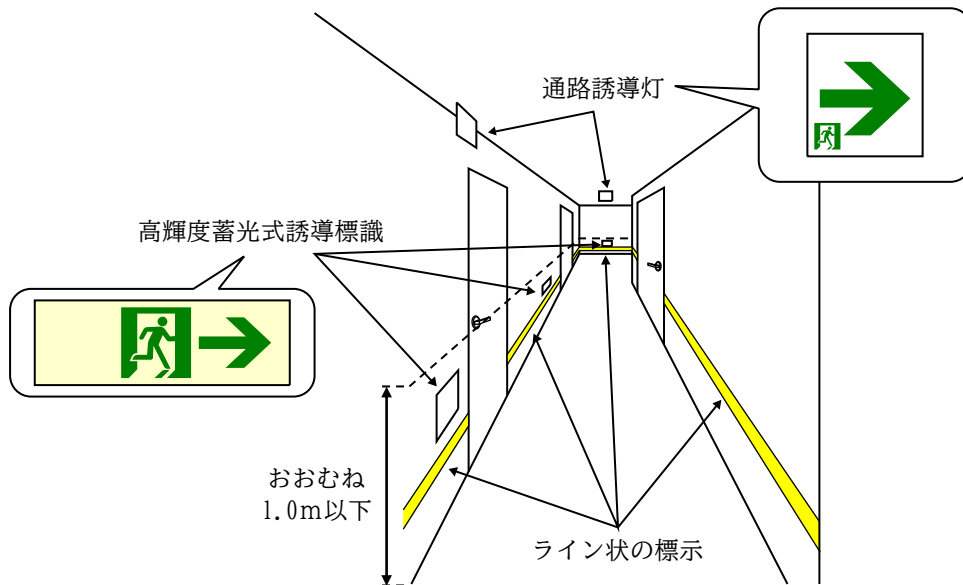
基準33-38図

ウ 光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導表示

(ア) 誘導灯告示第3の2ただし書きに規定する「光を発する帯状の標示」としては、次に掲げるものとする。

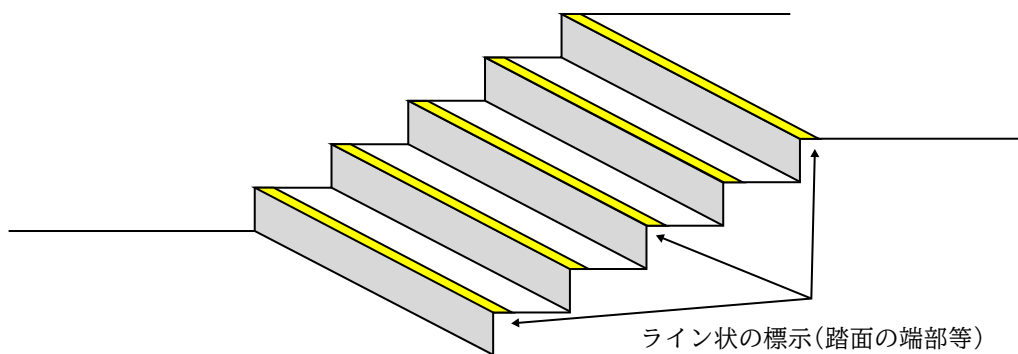
- a 通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの（基準33-39図参照）
- b 階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの（基準33-40図参照）

（通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン上に標示を行う場合の例）



基準33-39図

（階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行う場合の例）



基準33-40図

(イ) 前(ア)に掲げる光を発する帯状の標示等は、停電等により通常の照明が消灯してから20分間（省令第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあっては60分間）経過した後における当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値を目安として確保されるようにすること。

$$L' \geq L \frac{100}{d'}$$

L' : 当該標示の表面における平均輝度 (mcd/m²)

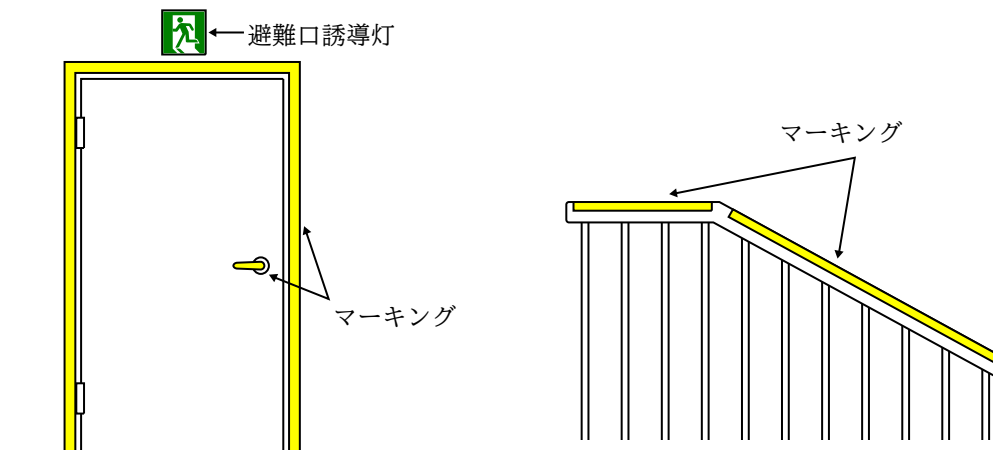
L : 2 (mcd/m²)

d' : 当該標示の幅 (mm)

(ウ) 誘導灯告示第3の2ただし書に規定する「その他の方法」としては、蓄光式誘導標識又は前(ア)の「帯状の標示」を補完するものは、次に掲げるものとする。

- a 避難口の外周、ドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示（基準33-41図参照）
- b 階段のシンボルを用いた階段始点用の標示（基準33-42図参照）

避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示の例
 （避難口の外周・ドアノブ） （階段等の手すり）



基準33-41図

（階段のシンボルを用いた階段始点用の標示の参考例）

上り階段であることを示すシンボル



下り階段であることを示すシンボル



基準33-42図

(エ) 前(ア)から(ウ)までの標示については、蓄光材料を用いるもののほか、光源を用いるもの（前(イ)に掲げる時間に相当する容量の非常電源を有するものに限る。）も含まれるものであること。

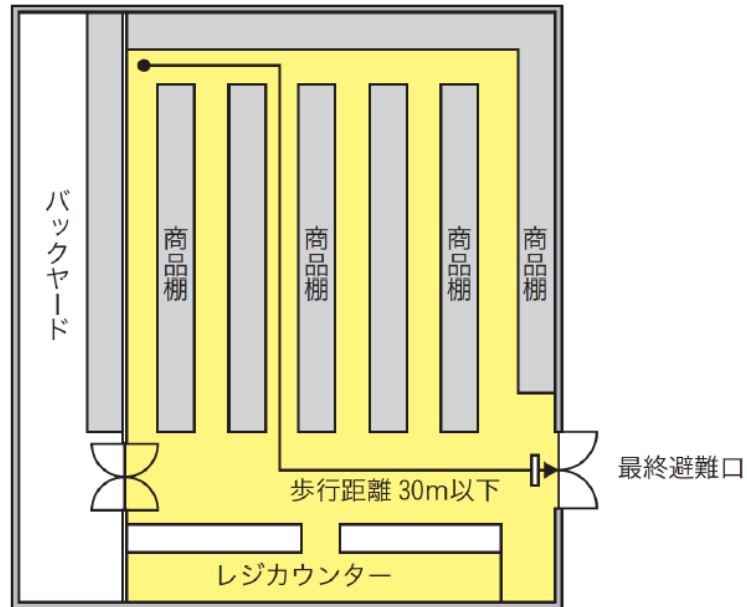
基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

(4) 小規模な路面店等（避難が容易な居室における避難口誘導灯を要しない関係）

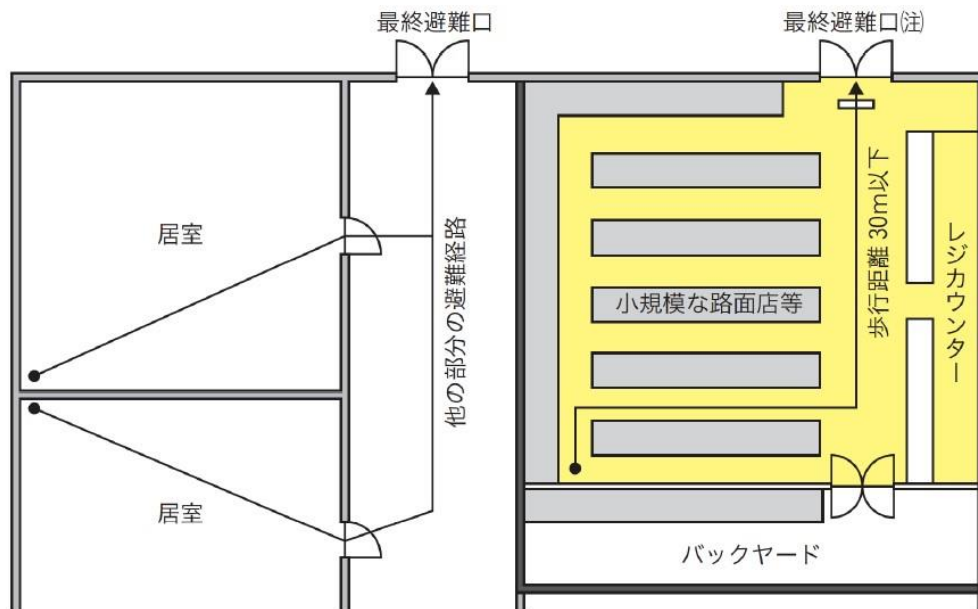
省令第28条の2第1項第3号ハに規定する避難口誘導灯の設置を要しない居室（以下「小規模な路面店等」という。）に設置する高輝度蓄光式誘導標識は、次によること。

ア 小規模な路面店等における高輝度蓄光式誘導標識の設置は、基準33-43図の例によること。

（単独建屋の場合）



（防火対象物の一部に当該居室が存する場合）



□：高輝度蓄光式誘導標識

(注) 他の部分の避難経路は独立していること。
(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。)

基準33-43図

イ 小規模な路面店等の要件

省令第28条の2第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの。（省令第28条の2第1項第3号関係）

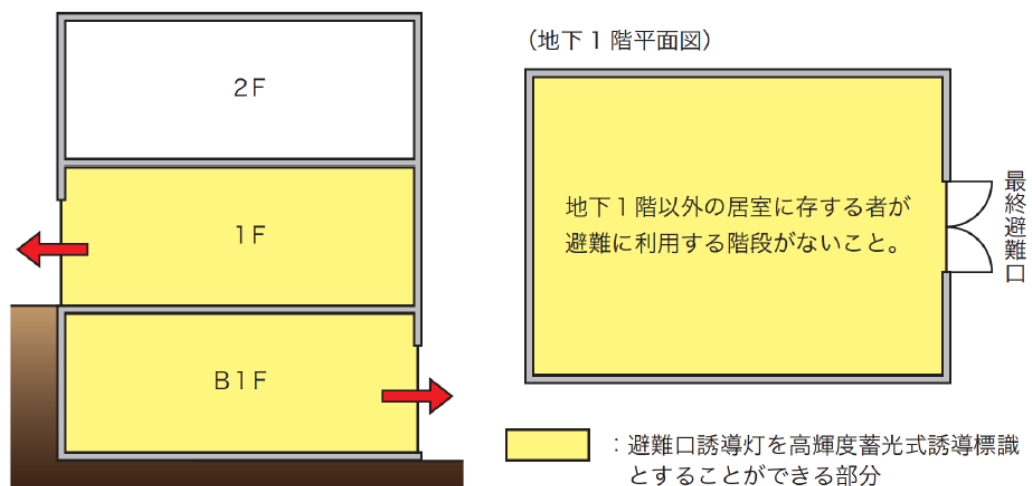
なお、ここでいう「居室」とは、地階及び無窓階に存する居室（例えば、傾斜地において階全体としては地階扱いとなるが、当該居室は直接地上に面しているもの等）も、当該規定の要件に適合すれば設置することを要しない居室の対象となるものであること。（基準33-44図参照）

(ア) 最終避難口を有すること。

なお、ここでいう「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいうものであること（例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等）。

(イ) 室内の各部分から、最終避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該最終避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

(ウ) 高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。



基準33-44図

ウ 高輝度蓄光式誘導標識は、次により設けられていること。（誘導灯告示第5第3号）

(ア) 最終避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

(イ) 性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

(ウ) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

(エ) 前イ(イ)の最終避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するため、次式により求めた値を目安として、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

$$D \leq 150 \times h$$

D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離（m）

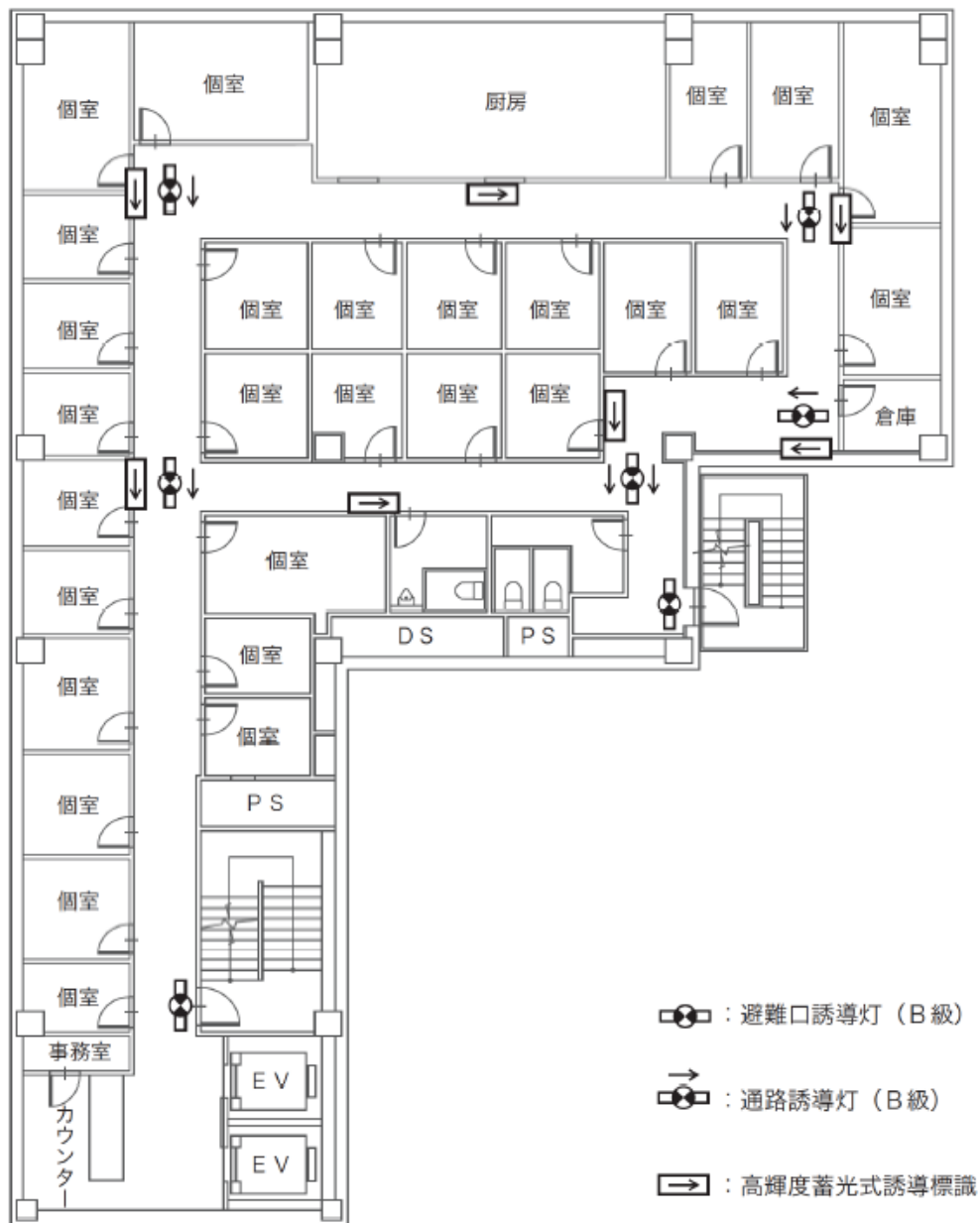
h：高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法（m）

基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

(5) 個室型遊興店舗（通路上の煙の滞留を想定した床面等への誘導表示関係）

省令第28条の3第4項第3号の2ただし書きに規定する通路誘導灯を補完するために設けられる高輝度蓄光式誘導標識は、誘導灯告示第3の2の規定によるほか、次によること。

ア 政令別表第1(2)項ニ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。）（以下「個室型遊興店舗」という。）における高輝度蓄光式誘導標識の設置例（基準33-45図）



基準33-45図

イ 省令第28条の3第4項第3号の2ただし書きの規定においては、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。

ウ 高輝度蓄光式誘導標識は、次により設けられていること。（誘導灯告示第3号の2関係）

ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあっては、この限りでない。

(ア) 床面又はその直近の箇所に設けること。

なお、ここでいう「その直近」とは、床面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。（基準33-46図参照）

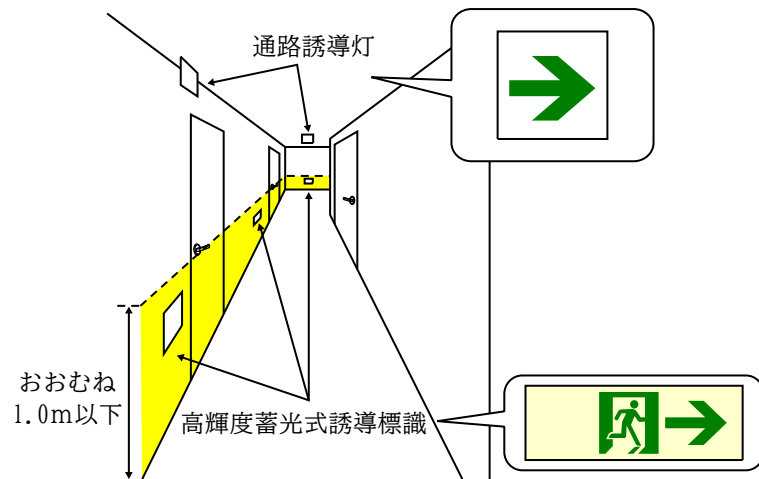
(イ) 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

(ウ) 性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

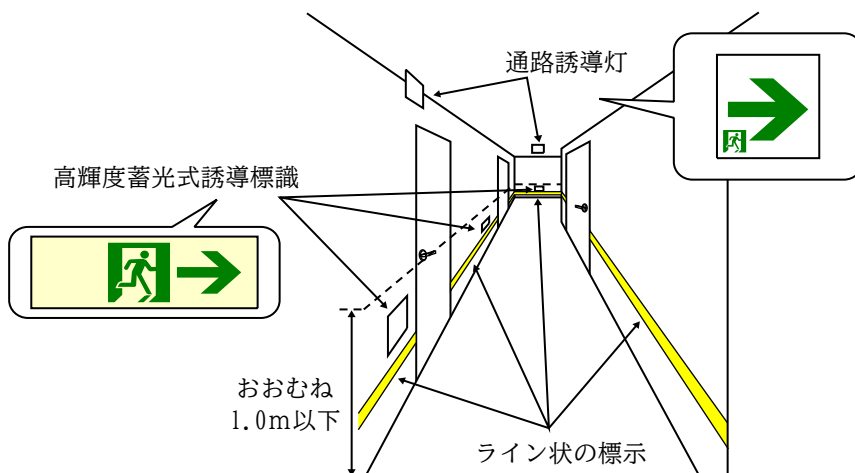
なお、個室型遊興店舗においては、避難経路の見とおしが悪く、照明も暗い等の状況が想定されることから、高輝度蓄光式誘導標識等の種別及び設置位置に留意すること。

(エ) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は高輝度蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示板等を設けないこと。

（通路誘導灯に補完して床面又はその直近に高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合の例）



（通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン上に標示を行う場合の例）



基準33-46図

10 特殊場所に対する基準の特例

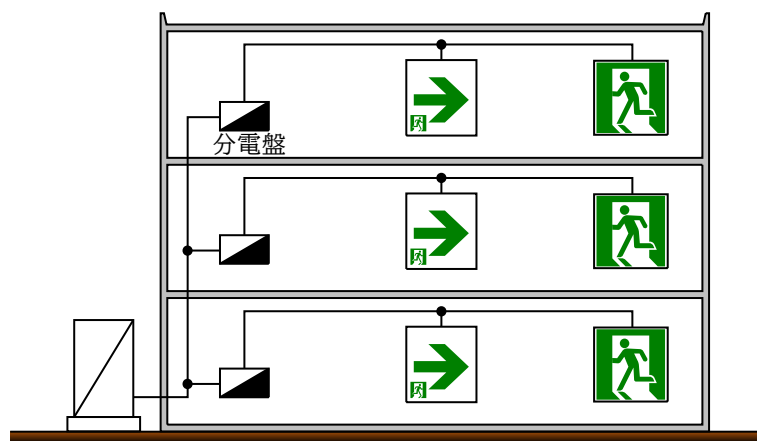
冷凍庫又は冷蔵庫（以下「冷凍庫等」という。）の用に供される部分に設置する誘導灯については、次の基準により政令第32条の規定を適用し、当該誘導灯の設置を緩和することができるものであること。

- (1) 次のいずれかに適合する場合は、冷凍庫等の出入口に設ける避難口誘導灯を設置しないことができる。
 - ア 冷蔵庫等内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が30m以下である場合
 - イ 誘導標識などの出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火が設けられ、かつ、冷凍庫等内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合
 - ウ 通路部分の曲折点が1以下で、当該曲折点から出入口であることを明示する表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合
- (2) 冷凍庫等内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。

11 非常電源、配線等

非常電源及び配線は、省令第28条の3第4項第9号から第11号までの規定によるほか、次によること。

- (1) 非常電源等
非常電源（別置型のものに限る。）及び非常電源回路の配線は、基準19非常電源によること。
- (2) 常用電源回路の配線
 - ア 常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とすること。
 - イ 専用回路の開閉器の見やすい箇所に、誘導灯の電源である旨の赤色の表示を付しておくこと。
●
 - ウ 一の専用回路は、2以上の階（小規模な防火対象物を除く。）にわたらないこと。●（基準33-47図参照）
ただし、階段通路誘導灯にあっては、この限りでない。



基準33-47図

(3) 非常電源は、原則として蓄電池設備によるものとする。●

ただし、非常電源の容量を60分間以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量にあっては蓄電池設備のほか自家発電設備によることができる。この場合において、常用電源が停電したときの電力供給の順番（蓄電池設備→自家発電設備又は自家発電設備→蓄電池設備）については任意であるが、電源の切り換えが円滑に行われるように措置する必要があること。

(4) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

(5) 非常電源の容量を60分間以上とする防火対象物について

ア 次のいずれかに該当するものであること。（誘導灯告示第4関係）

(ア) 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。

a 延べ面積5万㎡以上

b 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積3万㎡以上

(イ) 政令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積1,000㎡以上であること。

イ 非常電源の容量を60分間以上としなければならない部分は、次によること。（基準33-48図参照）

(ア) 最終避難口

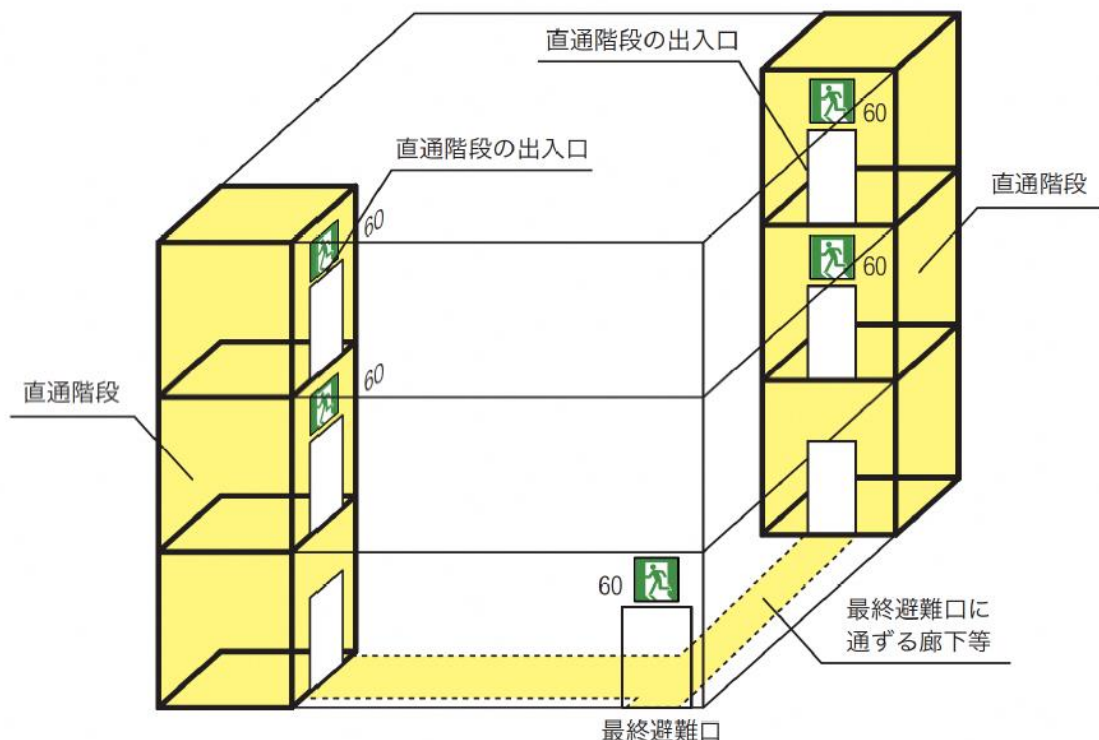
(イ) 直通階段の出入口

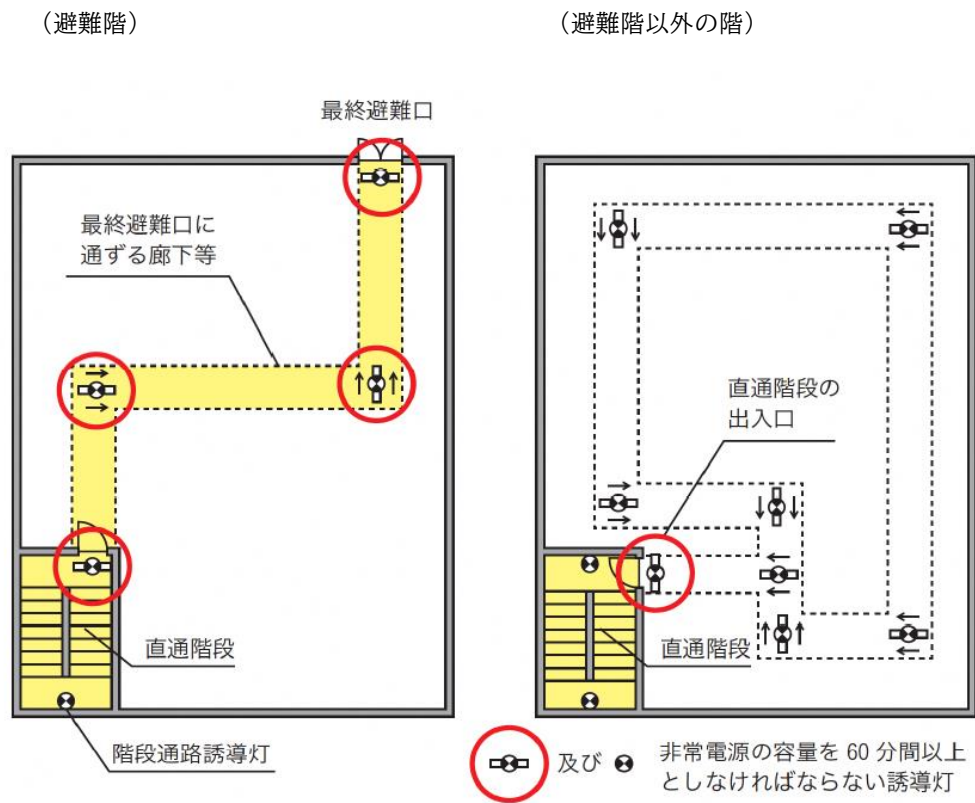
(ウ) 避難口で最終避難口に通ずる廊下等

(エ) 乗降場（地階にあるものに限る。）及びこれに通ずる階段、傾斜路及び階段

(オ) 直通階段

（延べ面積が5万㎡以上の防火対象物）



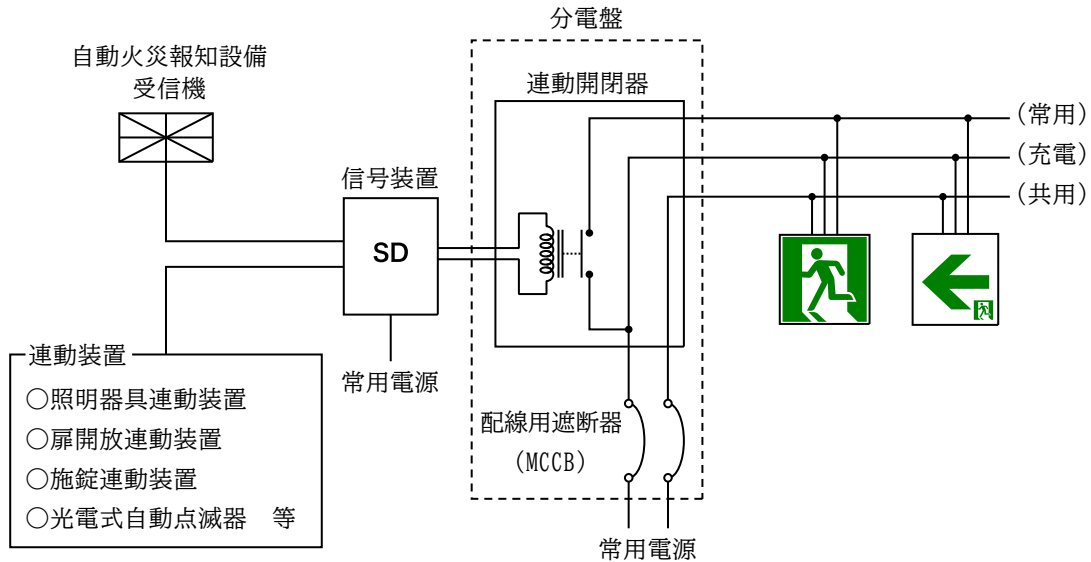


基準33-48図

12 誘導灯の消灯

省令第28条の3第4項第2号ただし書きに規定する誘導灯の消灯については、次によること。

(1) 主な構成（基準33-49図参照）



基準33-49図

(2) 誘導灯を消灯することができる防火対象物又はその部分

誘導灯を消灯することができる防火対象物又はその部分は、次のいずれかに掲げる場所であること。

なお、自動火災報知設備から発せられた火災信号と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されている場合に限る。

- ア 当該防火対象物が無人である場合
- イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所
- ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所
- エ 主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所

(3) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯

階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については、前(2)ア及びイに掲げる場所にあつては、これらの例により消灯することとして差し支えない。

(4) 誘導灯の消灯対象

ア 防火対象物が無人である場合

省令第28条の3第4項第2号に規定する「防火対象物が無人である場合」とは、次によること。

(ア) 「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。

(イ) 「無人」でない状態では、消灯対象とはならないこと。

イ 外光により避難口又は避難の方向が選別できる場所

省令第28条の3第4項第2号イに規定する「外光により避難口又は避難の方向が選別できる

基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

場所」に設置する場合は、次によること。

- (ア) 当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。
- (イ) 消灯対象となるのは、「外光」により避難口等を識別できる間に限られること。

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

省令第28条の3第4項第2号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合は、通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な基準33-3表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

基準33-3表

用 途	使用状態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

省令第28条の3第4項第2号ハに規定する「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合は、次によること。

- (ア) 「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。
- (イ) 当該規定においては、政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

(5) 誘導灯の点灯及び消灯方法

ア 消灯方法

(ア) 消灯の方法は、次によること。

a 手動スイッチによる消灯

防火対象物の関係者が信号装置の手動スイッチの操作により、消灯する方法

b 施錠連動による消灯

防火対象物の最終退出扉に施錠状態を検出する施錠スイッチを設け、これと連動し消灯する方法

c 照明連動による消灯

有人の場合、必ず点灯される照明器具と連動し、照明を消灯した場合、これをリレー等で検出し、自動的に消灯する方法

基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

d 外光連動による消灯

外光で充分明るさが確保できる場所の誘導灯を光電式自動点滅器と連動し、一時消灯する方法

(i) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。

ただし、省令第28条の3第4項第2号口に規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。

(u) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。

(e) 省令第28条の3第4項第2号口に規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、次に掲げる事項について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

a 誘導灯が消灯されること

b 火災の際には誘導灯が点灯すること

c 避難経路

イ 点灯方法

(ア) 省令第28条の3第4項第2号に規定する「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。

(イ) 省令第28条の3第4項第2号に規定する「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が前(4)の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、基準33-4表のとおりであること。

基準33-4表

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 等	

備考1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

2 自動を選択した場合であっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

(6) 信号装置

自動火災報知設備の作動と連動させる場合は、信号装置（自動火災報知設備から発せられた火災信号等の中継し、誘導灯に伝達する装置をいう。以下同じ。）を用いること。

ア 信号装置は、原則として自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けること。●

ただし、劇場、映画館等の利用形態により特に暗さが必要である場所について、当該場所に専用で設ける場合は、この限りでない。

イ 信号装置の設置箇所直近に、次の事項を表示すること。●

(ア) 誘導灯信号装置である旨

(イ) 消灯条件

(ウ) 連動開閉器等の種別

(エ) 操作責任者又は管理者

(7) 連動開閉器

信号装置からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器（以下「連動開閉器」という。）は、次によること。

ア 連動開閉器

(ア) 構造は、JIS等の規定に適合するものを使用すること。

(イ) 誘導灯の専用電源回路を分岐した分電盤等に収納すること。

(ウ) 接点容量は、負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するものであること。

(エ) 連動開閉器の二次側回路は、消灯信号時において開回路となるものであること。

イ 光電式自動点滅器（自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。）

(ア) 構造は、JIS C 8369（光電式自動点滅器）に適合する分離式のものをを用いること。

(イ) 光電式自動点滅器の設置位置は、直射日光を避け、外光のみによって作動する位置（窓際等一般照明の影響を受けない場所）に設けること。

ウ 施錠連動装置（出入口扉の施錠と連動して電機信号を出力するものをいう。）

(ア) 施錠時に回路が開（ON）となる接点を有するものを使用すること。

(イ) 複数の施錠連動装置を用いる場合は、それぞれ直列に接続すること。

エ 照明器具連動装置（照明器具の点灯と連動して電機信号を出力するものをいう。）

(ア) 照明器具連動装置は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動するものであること。

(イ) 照明器具点灯時に信号回路が開（OFF）となる回路構成となっているものであること。

(ウ) 複数の照明器具連動装置を用いる場合は、それぞれの点滅器を直列に接続すること。

(8) 配線

配線は、前11を準用するほか、次によること。

ア 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

イ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。●

ただし、省令第28条の3第4項第2号口に規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。

ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉等には、その旨を表示すること。●

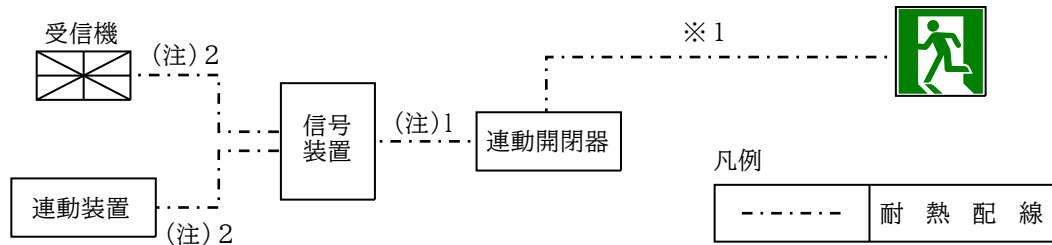
エ 次に掲げる操作回路及び信号回路（信号装置から誘導灯との回路をいう。以下同じ。）の配線は、耐熱配線とすること。●（基準33-50図参照）

(ア) 自動火災報知設備の受信機又は連動装置から信号装置までの配線。

ただし、防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、この限りでない。

(イ) 信号装置から誘導灯までの配線

ただし、信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、この限りでない。



(注)1 信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、一般配線でもよい。

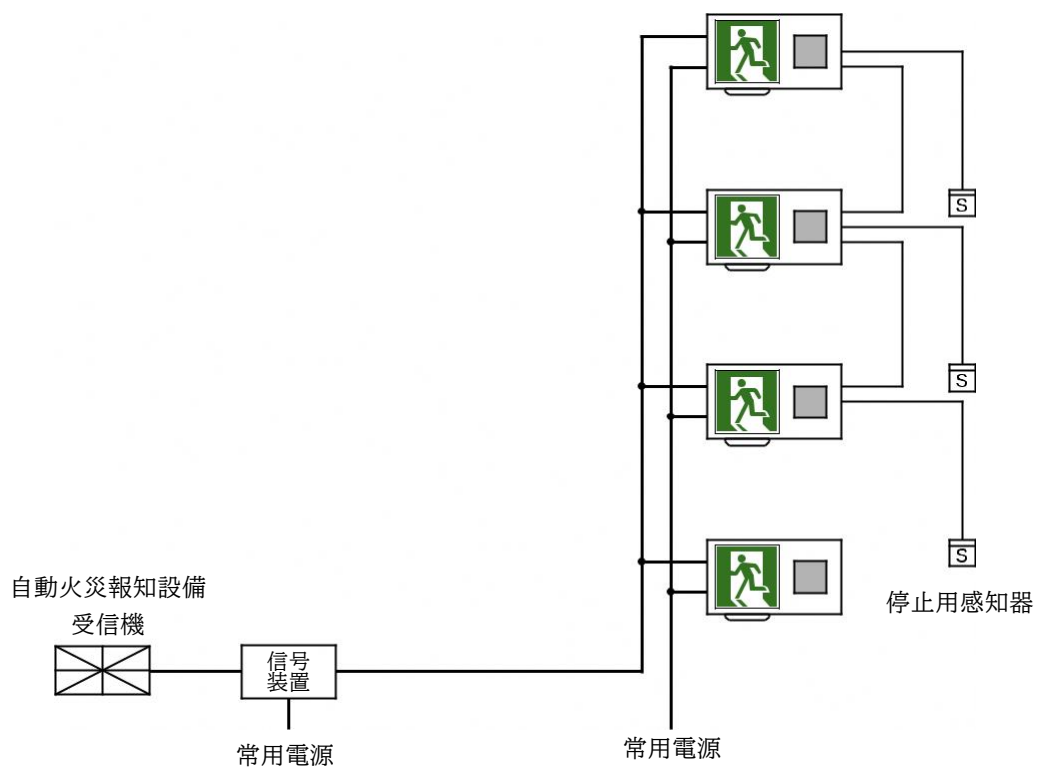
2 防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、一般配線でもよい。

基準33-50図

1.3 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯

点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯は、省令第28条の3第4項第6号の規定によるほか、次によること。

(1) 主な構成（基準33-51図参照）



基準33-51図

基準33 誘導灯及び誘導標識に関する基準

(2) 用語の定義

- ア 「点滅装置」とは、自動火災報知設備からの火災装置を受けたとき、キセノンランプ、白熱電球又は蛍光灯ランプを点滅する装置をいう。
- イ 「点滅形誘導灯」とは、点滅装置を誘導灯器具に内蔵するもの又は外付けするもの（誘導灯の近くに外付け形点滅装置を設置するものを含む。）をいう。
- ウ 「誘導音装置」とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- エ 「誘導音装置付誘導灯」とは、誘導音装置を誘導灯の内部に有するもの又は外部に取り付けるもの（誘導灯の近くに取り付ける誘導音装置を含む。）をいう。
- オ 「点滅形誘導音装置付誘導灯」とは、点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯をいう。

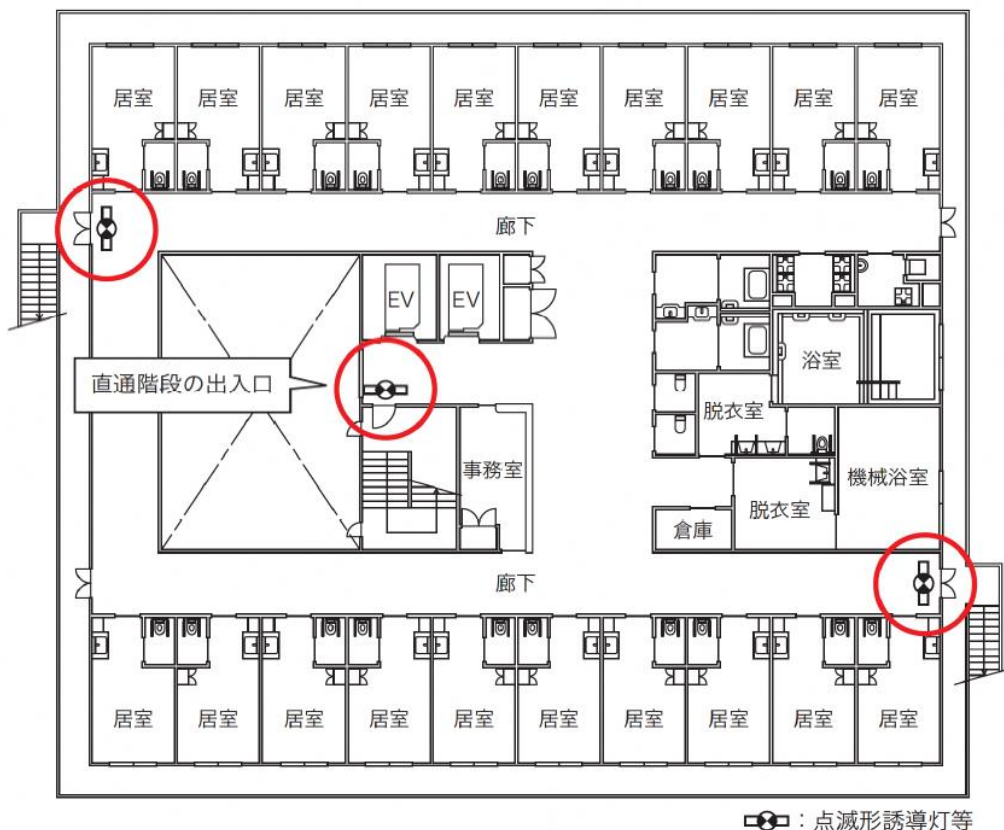
(3) 点滅形誘導灯等を設置する防火対象物又はその部分

点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯（以下「点滅形誘導灯等」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。●

- ア 視力又は聴力の弱い者が出入する防火対象物で、これらの避難経路となる部分
- イ 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の地階のうち、売場面積が1,000㎡以上の階で売場に面する主要な出入口
- ウ 不特定多数の者が出入りする防火対象物で、誘導灯を容易に識別しにくい部分

(4) 設置する場所

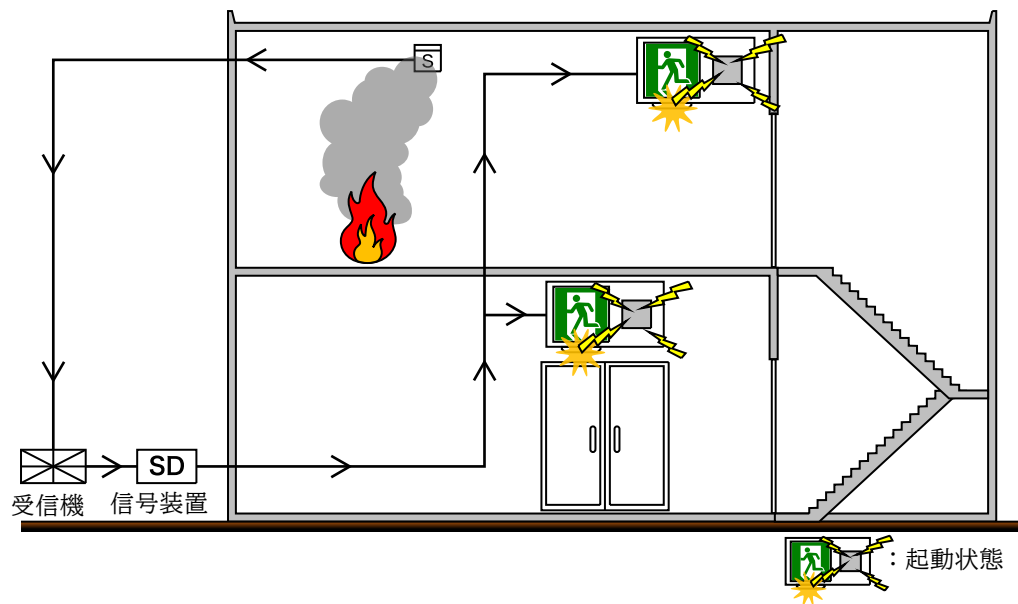
点滅形誘導灯等は、最終避難口又は直通階段の出入口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。（省令第28条の3第4項第6号イ関係。基準33-52図参照）



基準33-52図

(5) 起動方法

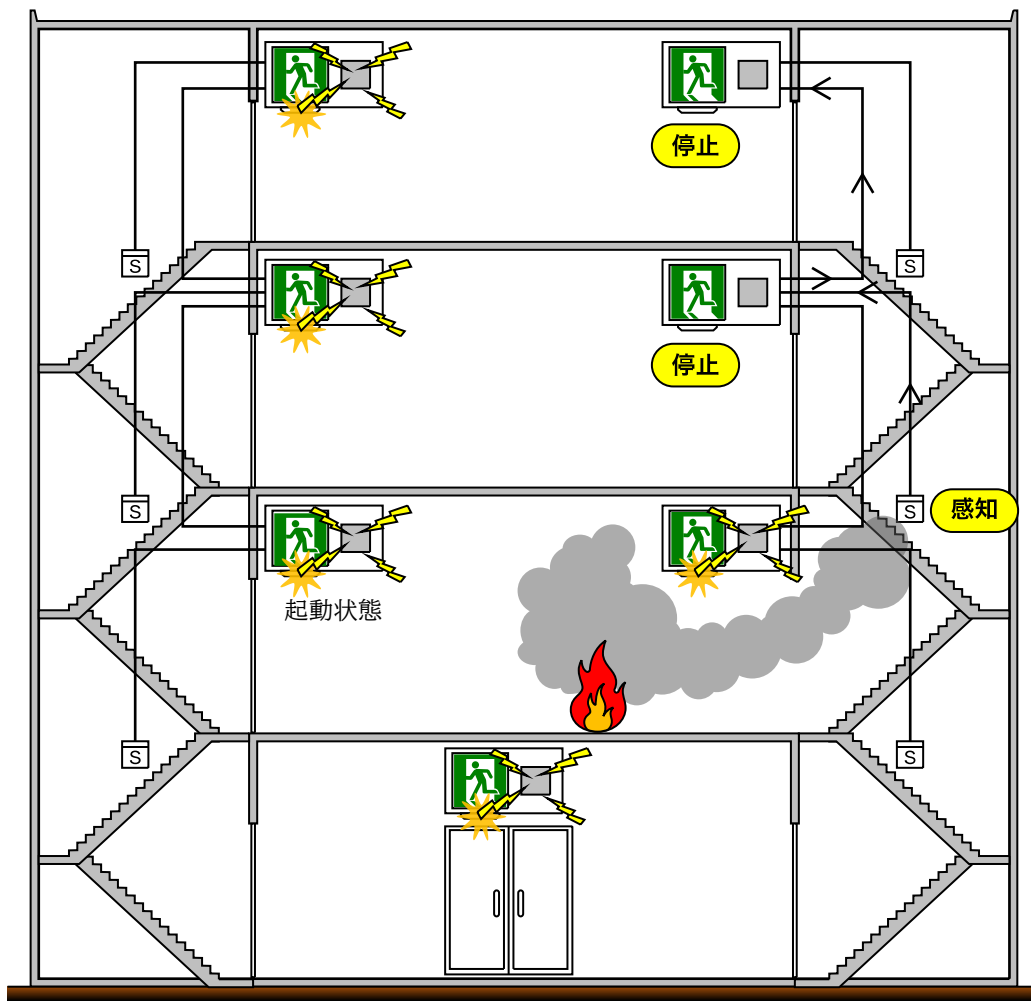
- ア 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動すること。（基準33-53図参照）
- イ 省令第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。●
- ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と同時に開始されるものであること。●



基準33-53図

(6) 停止方法

- ア 熱又は煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、直通階段の出入口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること。
ただし、次に掲げる出入口に点滅形誘導灯等を設置するものにあつては、この限りでない。
- (ア) 屋外階段の出入口又は当該付室の出入口
- (イ) 規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成14年消防庁告示第7号）に規定する屋内避難階段等の出入口又は当該付室の出入口
- (ウ) 特別避難階段の出入口又は当該付室の出入口
- イ 前アの場合において、当該階段室には、煙感知器を次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあつては、出火階の直上階以上、地下階の場合にあつては地階の点滅及び音声誘導を停止させるものであること。
- (ア) 地上階にあつては、点滅形誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあつては、地下1階に点滅及び音声誘導の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型）を設けること。（基準33-54図参照）
なお、当該煙感知器には、その旨の表示を付すこと。●



基準 3 3 - 5 4 図

- なお、自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅及び音声誘導を停止させる場合は、出火階の火災信号と、階段室に設けられた煙感知器の火災信号とを演算処理できる信号装置を設ける必要があること。

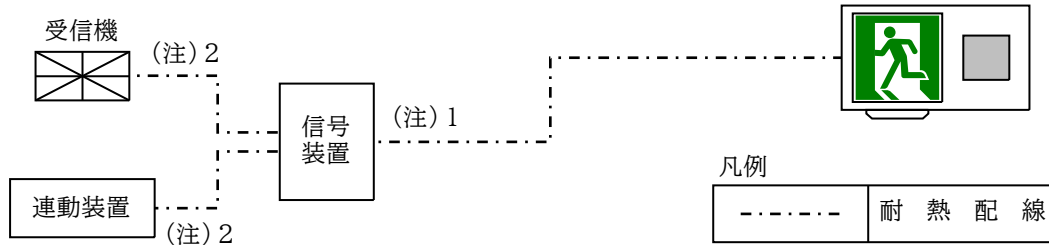
ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベル（当該誘導灯の中心から1m離れた位置で70dB）を調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

- 信号装置は、原則として自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けること。●

(8) 配線

配線は、前9を準用するほか、次に掲げる操作回路及び信号回路の配線は、耐熱配線とすること。

●（基準33-55図参照）



(注) 1 信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、一般配線でもよい。

2 防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、一般配線でもよい。

基準33-55図

14 誘導灯を設置しないことができる防火対象物●

次に掲げる防火対象物のうち、容易に見通しがきき、かつ、避難に支障がないと認める場合には、令第32条を適用し、誘導灯を設置しないことができるものとする。

- (1) 延べ面積が150㎡未満の防火対象物（地階、無窓階を除く。）
- (2) 政令別表第1(12)項イで、各部分から最終避難口までの水平距離が20m以下の無窓階
- (3) 政令別表第1(14)項で、2階建て以下で、床面積が300㎡未満の無窓階